

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（事業変更許可に伴う変更等（第二種廃棄物埋設施設）」

2. 日時：令和3年7月16日（金） 13時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋管理官補佐、森口管理官補佐、菅生主任安全審査官、藤原安全審査官、大塚安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 埋設事業部 埋設計画部長、他12名

再処理事業部 技術部 保安管理課長

濃縮事業部 濃縮運転部長

東北電力株式会社 原子力部 原子力部 副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門

放射線管理グループ マネージャー

中国電力株式会社 電源事業本部 放射線安全グループ 担当者

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部廃止措置グループ 副リーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年7月15日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000107.html
- ・ 令和3年7月15日
「日本原燃（株）廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の須合です。それでは本日のヒアリングをこれから始めたいと思いますが、本日6分をしておりますのでご発言される前には所属と名前をはっきりと仰っていただければと思います。
0:00:21	それから非開示情報がもしある場合、その日帰り情報を発言してしまった場合は、その特定をして訂正をいただければと思いますので、
0:00:35	本日のヒアリングの案件ですが、昨日ですね。例は3年7月15日付で申請のありました。日本原燃の埋設施設の保安規定の変更認可申請に関するものです。
0:00:51	資料につきましては、
0:00:53	昨日にいただいている資料をもとに説明をしていただければと思います。
0:01:01	まず
0:01:03	申請等、本日の出席者の紹介をします。
0:01:09	規制庁からは私すごく
0:01:14	それから、
0:01:15	うん。
0:01:18	WEBからになります、コストアップ。
0:01:22	大塚森口藤原さ、藤原清水になります。
0:01:30	原燃側から出席者を紹介いただけますでしょうか。
0:01:37	日本原燃の山路でございます。本日原燃側は施行日電力側からの出席者を説明いたします。日本原燃埋設事業部から八街木村宮内大石サトウ小沢
0:01:53	無駄まがい佐脇丸の中吉田が出席です。
0:01:59	で、日本原燃再処理事業部から速水。
0:02:03	濃縮事業部からまちが出席します。本件東京支社から鷄阿部が出席します。
0:02:10	あと、東北電力から岩崎関西電力から七夕中国電力から江村へ四国電力からもとか出席いたします。
0:02:23	原子力規制庁の菅生です。
0:02:26	それではヒアリングを始めたいと思いますか本日のヒアリングの達成目標を
0:02:34	こういうものだっていうことは明らかにした上で、昨日の資料ですね、
0:02:42	昨日、
0:02:44	受け取ってから少し時間がなかったというのもあるので、
0:02:50	マツスエPoint西ポイント絞ってですね、ちょっと説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

0:02:59	日本原燃の宮町でございます承知いたしました。それでは、日本原燃の大石のほうから、昨日、申請並びに提出させていただきました資料の説明をさせていただきます。
0:03:19	日本原燃埋設事業部の方をさせていただきます。それでは廃棄物埋設施設の保安規定について説明させていただきたいと思えます。まず、資料は、この添付資料(1)と言っております事業変更許可申請の反映等に伴う
0:03:39	保安規定変更認可申請措置についてこちらで会議内容を説明させていただいた後、主要な変更点を受けてね、アクセプト心配しました。ええと。
0:03:53	この認可申請の別添となります。新旧対照表によって、紹介させていただきたいと思えます。
0:04:00	それとは添付資料の1の紹介にさせていただきます。
0:04:04	変更申請の概要でございます。
0:04:07	平成30年8月1日に申請平成2年1月20日平成3年4月20日、5月10日、6月14日に補正した第二種廃棄物埋設事業変更許可申請書、
0:04:22	来たためわかめ国家的事業古作です。すいません読み上げは結構ですので、どちらかというのですね、本件については、
0:04:34	先日面談をして、分割数を考えているという旨でお話しされたんですけど、その際に再処理事業所での実績を踏まえて整理をして改めて検討してくださいということをお伝えしてはいますね。
0:04:51	それぞれを踏まえてどういう対応したのかそれによって今回の申請をどうふうに考えて対応しているのかということ御説明いただいてその中に今回の補足説明資料等はこういうふうにして用意しましたということ御説明いただければ十分ですので、
0:05:08	もうコンパクトにお願いします。すいませんでした承知いたしました。それでは1月2日の面談の時はずいぶん、事業変更許可の内容を分割して申請させていただきたいということで、ええと。
0:05:23	メンバーさせていただいたんですが、その後ですね事業変更許可の内容はですね、必要なものはすべてホッ今回の保安規定の変更認可申請に読み込ませていただくという形になってございます。その中で、
0:05:39	何と申しますか。
0:05:42	倒産処理施設や加工施設との調整に
0:05:48	整合を図るべき事項があるかというものを確認した上で、その上で、今の形で規定の変更、新旧対照に表に示すところによって変更させていただくという形になってございます。

0:06:08	7月2日のときの資料でご説明しました。うちの事業変更許可以外のところにつきましても、極力ですね、今回は変更認可申請を急いでいるということがございまして、最低限必要なものとなりまして、
0:06:25	タカオカでそれが妥当ほぼ
0:06:33	ええ、保安規定の別表20のところですね、保安の記録に関する事項と、あとは取得第8条の職務のところの経理課長。
0:06:44	の警備課長の職務を直すというところに限定してその内容で変更認可申請をさせていただいたものでございます。
0:06:55	第1つて概要はこういうところでございますが、
0:07:01	ちょっと待ってください。
0:07:06	すいません。それはそれですね、パワーポイントの増三つの変更内容のところでございます、変更内容の範囲の手順でございますが、事業変更許可申請書の記載のうちですね、前提となるバンに係る運用の要求となる事項を
0:07:24	抽出し整理し、判定の変更内容決定したという形になっておりますので、しますしますと、このような形になってございます。
0:07:34	で、事業化の両括弧2事業間の地形の整合性についてでございますが、名埋設はですね、ウラン濃縮加工事業と敷地を共有しておりますため、この辺埋設の保安規定の変更の内容の決定にあたっては、
0:07:50	加工施設の保安規定との整合を図ってございます。これらの整合を図るにあたっては、営業事業の法令等の要求事項が異なることを踏まえて、地域調整した上で行い決定してございます。終えて、変更内容については、最終事業所の本手引き書、
0:08:08	本規程管理の保安規定の記載との整合性についても確認をしていくという形になってございます。
0:08:17	で、その会議をどういような内容変更を行ったかという内容につきましては、3ページ目のですね、変更の内容、事業変更許可で表1という形で2枚にわたって示しているものでございます。
0:08:35	その説明がちょっと詳細は新旧対照表のほうの説明とさせていただきたいと思っております。
0:08:43	0%ポイントの最後のページを避けた先ほど冒頭におっしゃったものでございます。
0:08:49	はい。
0:08:51	。
0:08:52	まず、今回変更認可申請しました内容概要としましては以上となります。
0:09:03	規制庁の須合です。

0:09:06	昨日申請のあった。
0:09:12	変更の認可申請の説明は、
0:09:17	よろしいですかね。すいません私個人的には説明いただかなくていいかなと思 ってるんですけども規制庁の
0:09:24	皆さん説明必要でしょうか。
0:09:31	規制庁補足です。
0:09:36	一つ一つ確認したほうがいいと思うので、以浅対応ざっと説明いただくみたい なことはいらないと思うんですけど、ちょっとこのせっかくここで聞いていただい たので、
0:09:48	それに繋がる意味でもうちょっと状況を聞いときたいんですが、
0:09:58	前回の面談のときに
0:10:02	前例も踏まえて対応してくださいということをお話をしてその結果、再処理事業 所再処理施設廃棄物管理施設の保安規定の変更で2月に審査会合をやって いるものを踏まえて、
0:10:20	対応されているということで、この資料見ると、そういうことなんだろうと思っ てるんですけど。
0:10:29	その際に今日のその添付資料1、C-2 ページで言うんですね。
0:10:39	再処理事業所の場合は、保安規定のほうを反映する内容の整理という所まぜ たところで反映地域の検討というのがあり、それで2分割しますということで今 回は第1弾のこの部分の変更ですと、
0:10:57	いうことになってますけど。
0:10:59	今回は改めて
0:11:02	確認して検討した結果として1回でできるだろうと。
0:11:06	ということで対応されたという理解でいますので、その次の事業所間の事業間の 規定の整合性ということについても、或いは処理事業所でやられてましたけ ど、その際は、の前のほうはふれてなかったんですけど。
0:11:23	今回は加えてということで、再処理事業所のほうも見てみましたと。
0:11:29	ということで、追加で対応されている形になってますけどもこの点は、という認識 で
0:11:37	確認したということなのか御説明いただけますか。
0:11:43	はい。
0:11:44	日本原燃埋設事業部の方をさせていただきます。ご指摘いただきました通り、まず 敷地を共有する加工施設と、まずは

0:11:59	どうい我々埋設の治療とかこの事業をどうい点が共有するといすべき点なのかといところを整理しまして、その上で、今回の変更認可申請で必要な内容についても図っていくとい形。
0:12:15	また 3 規定の
0:12:19	記載 1 規定内容につきましては先行している再処理事業部等の記載も参考にしてできるだけ全市徹底的に行ってよ横並びといいますか整合性がしっかりとれるよな形になるまで議論をして、
0:12:38	検討しておりまして、その検討の一般としまして今回ですね、
0:12:45	添付資料のサポ 4 のところで等対処施設ですね、根底もひも解きながら、投資活動をかけているとい整理を加えたとい形になってございます。
0:13:00	以上です。
0:13:02	はい、規制庁の古作です。御説明いただいたところだと新規性基準になったの対応で反映を先行してやられているといことなので、全般的に見て反映できるものは反映し、また体系としてそろえた方がいいものはそろえて、
0:13:21	こういうことと理解をしましたので、その際にですね、
0:13:28	資料 1-2 ページでは再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定と書いているんですけど、今御紹介のあった添付資料 4 では再処理施設しか書いてないんですけど。
0:13:43	廃棄物管理施設はどうなってるんでしょうか。
0:13:53	日本原燃埋設事業部の越智でございます。こうした結果として、再処理施設と管理施設は、運用を共用しているといところがございまして、
0:14:07	その点では再処理事業部をして時空に
0:14:14	確認をしておけばよいだらうといことで、すいません再処理事業部
0:14:20	乗って載ってる記載でいいだらうといふうに認識しております。
0:14:29	規制庁、古作ですけど。
0:14:31	今言ってること等を添付資料 1 で記載していることが違よな気がするんですけど。
0:14:39	廃棄物管理施設Ⅱの整合についても確認したといのであれば、こちらにその結果として管理施設も比較をした形で提示いただきたいんですけど。
0:14:50	どっちが正しいんでしょうか。
0:14:54	日本原燃埋設農地でございます。確認をしておりますがすみません資料としては記載ができていませんでした。
0:15:04	一般わかりました。規制庁家族で住んでしたら改めてですね、資料提示をしていただければと思いますので、特にですね、

0:15:17	再処理事業所としては、再処理事業部でもあり、一体として管理できるようにしているのはその通りなんですけど、とは言っても、皆さんが言われるようにです、事業の法令等に要求事項が異なるということを踏まえて、
0:15:34	再処理と廃棄物管理ということでの作業もあってですね、その差のつけ方っていうのが皆さん設計する際にも参考になるんだろうと思って。
0:15:44	その参考の仕方を見ようと思っていたのですよ。
0:15:50	その点がわからないので、ぜひ確認してるっていうのであればそういうところで比較表をつくっていただいて検討状況を教えていただければと。
0:16:00	いうふうに思います。
0:16:05	はい、日本原燃埋設のオオイしてございます。最初いたしました。それでは添付資料の4ですね。すいません。火報し設定ウラン加工施設と再処理施設と埋設の短免許だったものをここに管理事業も加えまして、
0:16:21	4年強という形にしまして、資料修正させていただきたいと思います。
0:16:28	はい、規制庁不足ですよろしくお願ひします。その上で今日の資料の中で話ができる範囲でのこの後、それぞれの項目でお話できればと思います。同じく種添付資料1-2ページで、もう一つちょっと戻るんですけど。
0:16:47	事業変更許可で運用に関する事項を抽出し、それで保安規定への反映を整理をしていくという、このプロセスについて、具体的には次の
0:17:00	今日で許可基準項目という枠をつくりながら、抽出をして、
0:17:09	範囲項目を整理をしたということなんですけど、この辺りでこちらの認識きい値てるもの。
0:17:18	が不足してる県が幾つかあっていくですね。
0:17:22	このあたり、どういうふうに抽出したのか、それぞれどう考えたのかっていうのは、提出された資料でお読み解けなかったんですけど、班員近い箇所にしてるものについては添付書類ある
0:17:38	説明書類があるんですけど、抜けてる部分っていうのが読み解けないんですけどそのあたりの作業はどうなってるんでしょうか。
0:17:48	具体的には再処理事業所のほうではそういうのがわかるような資料もあったと思うんですけど。
0:17:55	なぜ今回ないんでしょうか。
0:18:01	はい、日本原燃埋設農地でございます。当事業許可との整合性の中です、
0:18:09	より本規定の変更等はしないですが、来規定済みというものでその辺りは拾ってございました。添付資料の2の
0:18:21	中国の45。

0:18:26	。
0:18:27	失礼しました。
0:18:28	55 件の 45 ページ目のところに、
0:18:31	事業許可申請書とかつての機械整理表規定文という形にしておりまして、当び ったり必要な内容は整理しており、
0:18:44	にてしているという形になってございます。この資料 1 は御説明いたしは閉 まってんが、当埋設Ⅱにおきましては
0:18:58	当埋設設備の構築にあたって技術基準、に従って冊施設を構築していきます という形になってございまして、その技術基準のところでは第 1 項から第 8 項ま でございまして第 8 号のところ、
0:19:17	が許可を受けたところによるという形になってございまして、そういう設計項目 であるとか、そういったものはですね。そこで読む形になってございまして、こ の保安規定の中では、取り組み形には
0:19:34	それにすいません。来規定済みという形になってございます。でその説明が 55 分の
0:19:43	これは、
0:19:46	51 からですね始まっているところございまして紫のところ、例えば今回埋 設設備で外周仕切設備で最大ひび割れにたんす対応運搬する管理を行うと いう形を事業変更許可申請書の中で、
0:20:06	期待をしていたのですが、これにつきましては、
0:20:12	こちら、個別の 52 ページでこういう事業変更許可申請書の表を整理しまして それにつきましては、左の国庫 11 ページ目に戻っていただきまして、
0:20:23	第 29 条第 19 条構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項の第 4 項及び 第 8 号を第 8 号のところ読むという形で整理をさせていただきました。
0:20:40	こういうそれで設計に関する項目はこういうような技術上のですね、
0:20:48	技術基準上のチェックをしていることの確認で読む形としてございまして、どこ かのですね、運用に関するところについて、いや、すいません。
0:21:03	保安に係る運用の要求となる事項ですね、そういったものを今回の保安規定 の変更認可申請の中にモリ管盛り込んだという形となっております。以上で す。
0:21:21	規制庁附属です。
0:21:24	お考えになってることはわかりましたけどちょっと
0:21:28	念のため確認ですけど、添付資料 2 では、今御説明されていた。
0:21:39	委員から 55 分のと言っているものは 45 の前と後ろで
0:21:47	は大きく分けていって、

0:21:50	反映
0:21:53	それものというのは、前までに書いて、
0:21:57	はい。
0:21:58	反映できているもの反映っていうか、従来から欠けている範囲の
0:22:05	包含されるものだというものについては 46 ページからしていると。
0:22:12	ということで、両方あわせると真ん中の許可申請書本文と言っている枠は運用に関係するところ先ほどの皆さんのプロセスの一番最初で抽出すると言ったプロセスで出てきたものは意識書いてあるということですか。
0:22:32	日本原燃埋設をしてございます。そのような認識と考えております。
0:22:40	規制庁、佐藤です。わかりました。それであればこの後、ここにお話をお聞きする際に、うちであって、ページで、10 日ということで、それをどちらのところにも書いてないような場合はそちらを抽出、
0:22:55	漏れというか、こちらとの認識がずれているところということで議論を進めていただけると進めていければというふうに思います。
0:23:06	そう学校は物としてはそういう整理をしてるっていうことを聞いていましたので、
0:23:13	もう
0:23:15	どっか
0:23:17	あとちょっと先走って申し訳ないんですけど添付資料 1G の記載で言うんですね。
0:23:25	フォーマットは再処理事業所のとくと同じように作られているので、さほど
0:23:33	全体としてはいいかと思ってるんですけど、3 ページ 4 ページで書かれているものか、この書いてある内容だと具体的に何をどう規定してるのかわからないようなところが、
0:23:48	多くてですね。
0:23:50	もう少し記載を丁寧にしていただけると、会合で話がしやすいかなと思ってますのでその点 3 から 5 までにかごまでとか介護資料提出。
0:24:02	がまた来週、
0:24:05	出していただかなきゃいけないので、そこまでに対応いただければと思いますけど、よろしいですか。
0:24:13	はい。日本原燃埋設の方をしてございます。拝承いたしました。この別途賞を 3 ページ目の 4 ページ目の表 1 の事故のところというふうに変えたのかということろがわかるように、丁寧に記載をしたいと思います。
0:24:29	よろしくお願ひします。規制庁の古作ですって、その際にですね、先ほど後ろの表になってた
0:24:38	許可の際に論点として挙げて記載しているものがうちに、

0:24:45	すでに規定されてますという項目も挙げていただいて、
0:24:50	そういう判断をしてますっていうことも書いていただいたほうがいいような気もするんですけど。
0:24:58	再処理事業その時そういうふうになってませんでしたっけ。
0:25:04	一部来規定という形で書いているのかそういうところだと思うんですけど。
0:25:14	それではよろしいですかね。そういう風に聞いただけということで、
0:25:20	日本原燃埋設の方をしてございます。確認いたしますので少しお待ちください。
0:25:52	はい。
0:25:53	すみません、今ですねその再処理のですね。あ、すみません、いつもしてございます。今
0:26:02	審査会合資料とその補足説明資料の内容確認しておりますので、もう少し期間お待ちください。
0:26:10	規制庁国策です。それでは見て対応いただければと思います。私手元で見て話をしていて、
0:26:19	もしそう見て、今の話と違う方向で対応したいということであれば改めてしてください。
0:26:28	すみません日本原燃埋設申してございます。今確認とれまして、書いてございましたので、すみません、この表1のところ、特に規定済みの内容もわかるような形で記載をしたいと思います。
0:26:43	修正させていただきます資料が、
0:26:45	はい。
0:26:46	規制庁即日よろしく申し上げます。
0:26:50	帰国したと。
0:26:55	あとですねすみません。その他の変更ということについて急ぎやる必要があるものに限定をしたと。
0:27:06	ということで、それ自体は別に構わないとは思うんですけど、その急ぎやらなきゃいけないと思うか思わないかということの内容がちょっとよくわからなくて、
0:27:19	面談のときの資料ではその他の変更として、
0:27:24	要領類の見直し、建設さんの独立性の関係、品質保安会議の議長変更というふうになってるんですけど。
0:27:36	この辺りは、
0:27:39	必要ない随意先延ばしてもいいということだたんでしょうか何かいまいまいよくわからないんですけど。

0:27:49	日本原燃埋設もをしてございます。まず要領類の改訂見直しにつきましてでございますが、今ですね、しないで
0:28:00	すみません
0:28:03	どういう代表の当室をモリ施設管理に関するところですね、
0:28:09	容量検討内容見直しを図っております、
0:28:15	前回も分割としたい時の後半部分に間に合わせるような形で検討を進めておったのですが、
0:28:23	圧損すいませんその検討まではちょっとアドレス決定おらず、ただ今科学的コーナー状態であるというわけではなくてより自主的な改善として、もっと
0:28:36	物件施設管理するに適切な体験に見てスリムな背景となるように注という趣旨での御説明だったので今回の事業変更許可申請、飛ばせて変更認可申請という
0:28:52	こちらのほうには入れなくても安全性には影響を与えなんだろうということで落としてございます。
0:29:01	2点目の独立性のお話でございますが、これにつきましては、現状が今
0:29:11	適合であるというような状況ではですね、なくてですね、実態としましては検査か検査可能ですね、いわゆる
0:29:23	全くアセットとか
0:29:28	検査に
0:29:33	といった変わらないようになった接地率を所管してない人っていう意味ですか。
0:29:40	そうですね。はい。あと、
0:29:44	青で載せませんでした。検査官のものにつきまして、県の全くさせないというような立入の保安規定の変更モリ考えておったんですが、現状の記載ぶりでも問題なく運用の面でしっかり兼務させないという運用で、
0:30:03	対応できると考え、
0:30:06	事業全社大っていうの検討で、そういうよりいけるだろうということになりまして、現状も問題ないので、今回の申請から落としてございます。
0:30:19	最後の日ISO会議の議長の変更につきましてはこれは全社大で
0:30:26	一括して調整を一本化申請をかけるべき項目でございまして、でっかいのパワーポイントの7月2日の面談のときの御説明ではちょっと先走ってしましまして御説明してしまいましたが、時期を見てしっかり全社大で申請ができるような形で、
0:30:45	やっていきたいと思っております。これにつきましても議長要件も変更が、特に現状の保安に対して安全を与えるという状況にはならないので、この点からも、今回の変更認可申請の内容からは落としてございます。

0:31:04	すいません、その説明が漏れておりまして申し訳ございません。
0:31:08	以上となります。
0:31:10	はい、規制庁昨日できればですねその辺も面談で1回提示された話なので、それを踏まえた検討というのを
0:31:21	介護ではなくていいんですけど、説明資料として1枚1枚っていか一つ一つおいていただければと思います。
0:31:34	話にちょっと後ろからで申し訳ないんですけど品質保安会議っていうのは、すみませんあれでしたっけ、全社大での会議体なんですっけ。
0:31:43	全社会時代っていう下限絶対者としての会議でしたっけ。
0:31:48	日本原燃埋設の方をしてございます。ご指摘の通り停電シャーに関わる改定一步だっけ。
0:31:55	その内科はい以上となります。
0:31:58	規制庁価格です。わかりました。なので変更するに変わるのであれば、全事業合わせて変更しなきゃいけないということなので、別枠でやりますということですね。
0:32:12	日本原燃埋設をしてございます。その通りでございます。
0:32:16	はい、規制庁憶測ですわかりました。検査の独立性については、
0:32:23	今現状の規定をぱっと開いてないんですけど、所管しない人所管する。
0:32:31	していない人が
0:32:34	所管業務オオイ阿蘇等倍設備の運用なりメンテナンスを所管してない人がやるというふうにはなっているんだけど、それを具体的に所属も所属というか兼務というような形での
0:32:50	業務としてちゃんとあらかじめ整理をしておいたほうがやりやすいだろうということで、そういうよう目指していて、それを保安規定にも明示しようかなあということ、
0:33:04	ここで前回面談では書いていたんだけど、そもそもそう、それを言わなくてもそもそも所管をしていないということ自体は変わりがないんだから変更せずに運用ができるだろうということですね。
0:33:20	はい。日本原燃埋設をしてございます。そのような認識と、我々も考えまして、またほぼその埋設では再処理のような組織だと独立まで求められて
0:33:35	決算によって
0:33:37	Mとなっていない状態まででいい活動の層厚のてる部分踏まえまして、今回フォローさせていただいた次第でございます。
0:33:46	はい、規制庁国策にすごくありましたというのも、検査の独立性の関係での整理をすでに終わっていたはずなのに、何とかっていう疑問があったので、逆に

	不十分でしたって言われるとこちらも認可はなかったんだらうっていう言葉があるので、今のお聞きできて理解ができました。
0:34:06	／等、
0:34:08	最初にお話なった容量にあるんですけど、これも
0:34:13	よりよい改正をということ言われてたんですけど、そもそもそういう改正を保安規定変更に関連するっていうことがちょっとよくわかんなかったんですけど、具体的にはどういう状況でもしこれ変更テナントどういう変更かかったんでしょうか。
0:34:35	はい。日本原燃埋設の方をしてございます。当要領類の改訂ということで、特にですね、
0:34:43	別添の資料の新旧対照表資料で一番最初に示しております。第6条関連の表の1の社内文書となってQMSの算定というところについて、要領類、
0:34:59	例えばですね、今
0:35:02	25分の2ページ目のところで、中段に賠償設置事業保全の継続的な改善に関する運用要領というものがございまして、
0:35:15	これであつたりですね廃棄物埋設施設の保守管理要領であつたりとか、こういうような、ちょっと、何個かの要領に施設管理に関連する内容が分担してあるような状態となっております、容量の上でもうちょっと施設確認という制度化施設管理
0:35:35	という内容がちょっと読み取れ読み取りづらいような状況となっております、要領類の合理化とよりあるべき、
0:35:46	施設管理
0:35:48	のあり方を検討してこういう要領類の統廃合をいや、名称変更など、そういったものをですね、やっていきたいというふうに考えてございました。またすみません、よくちょうど技監する検討かさ。
0:36:06	また終わっていないので今回はちょっと見送りとさせていただきます。
0:36:11	以上です。
0:36:13	はい、進捗昨日もわかりました。そういった機器の要領類の枠の改正っていうのは、警察制度の改正に伴うところで手当していただく。
0:36:28	食うのかなと思っていましたんですけど。
0:36:32	現状この規定の中で対応は通りつつ改善をしていくということで、
0:36:40	悪いわけではないので、

0:36:43	進めていただいて整理できたところでまた申請をいただければというふうには 思います、その点検横ですね、運用改善ということ等なるべくしっかりと検 討して、
0:36:59	準じた対応していただければと思いますので、人間の対応になるのではというこ とで、あまり慎重になり過ぎて細くなって運用がなかなか改善しないというこ とにならないよということだけとりあえずお伝えしてきた。
0:37:16	おきたいと思います。よろしく願います。
0:37:21	はい、日本原燃埋設の方をしてございます承知いたしました稼働す。
0:37:27	できるだけあるべき姿に近づけてかつを遅くならないように、しっかりと検 討を進めて参りたいと思います。
0:37:38	はい、規制庁価格ですよろしく願います。そこさんの内容のほうで検知進 めていただければと思います。
0:37:46	規制庁の菅生です。それでは新旧対照表に基づいて説明してもらってという形 でよろしいですかね。
0:38:02	日本原燃マイルストーンをしてございます。承知いたしました。それでは内容を この絵の新旧対照表に基づいて紹介いただきます。
0:38:14	対し、最初だというふうに変更点、廃棄物埋設施設埋設管理要領につきまして 教訓を追加するという形になってございまして、これは構築いたします。火災 爆発の発生防止に係る情報を
0:38:32	空気しましておりまして、この廃棄物埋設埋設管理要領と異常時非常時対策 要領で受けることと考えております。特にこの埋設管理要領におきまして、す いません。下階爆発の発生防止の内容の一つに、
0:38:49	埋設クレーンの作業時ので意見切断これがございましてその内容がこの埋設 管理要領に関わってくるので、ここに追加するという形。
0:39:02	異常時非常時対策要領につきまして、火災爆発の発生防止措置の情報の追 加に加えまして、
0:39:13	ここにも記載が書いてございますが、この異常時非常事態と容量緊急時作業 をした情報が書いていけませんので、ちょっとそういう意味では現行のものかちょ っと誤記があったということになりますので、その修正をさせていただきたいと いうことになっております。
0:39:31	めくっていただきまして、25 分の 3A8 ポツ 3F 鉄鋼管理を不適合の管理という 形になります。これは第 6 条で規定している見だしが吹け機構の換気が正 しいのですが、それが反映が
0:39:48	モリておりましたので起債適正化を行うという形になります。
0:39:52	第 8 条の職務のところ、まず事業変更許可申請書、

0:39:59	での用語へ充填が感じとってございますので、重点と書いているもの以降、全部監事とする。
0:40:07	形になってございます。
0:40:09	十八条の警備力一情報の職務でございますが、これは他施設保安規定との整合で低利紙としていたものを立ち入り制限するというような変更を加えるという部分になります。
0:40:26	第 14 町会自体につきましては、事業変更許可に基づきまして、ステップA系統、七、八号に定置します。セメント破碎部中堅固化体、あと参考埋設でPに提示する乾固はつきりが追加になりますので、
0:40:43	枠組みをですね、第 1 項として飛んだものが埋まるのですかという種類の第 2 項として、どこに何を埋めるかというのですかという線引きをして 20 分の 4 ページ目、大半をとしまして埋設協の制限、
0:41:02	ということで、これは事業変更許可に基づいた液体フィルターPWRの液体日フィルタを含む廃棄体及びPCRの廃棄体を当埋設的にかけるという形になってます。なお、実施ある廃棄体につきましては、すでに 2 号埋設っていう
0:41:21	のA3 部にですね引っ張ることっておりますので、それを加味した記載ぶりとなっております。
0:41:30	第 15 条につきましては、事業変更許可申請書に基づいた短の成功、
0:41:39	第 96 条も同様でございます。第 17 条につきましては、廃棄物、廃棄体が廃棄物受け入れ基準ですね、これが先ほど申し上げました 1 号七、八群の破碎っていっぱいや、
0:41:54	単語廃棄体です。これらに関するものを追加してございますので
0:42:01	この別表の該当するものを全部経理したという形になります。第 2 項で、申請書に基づきまして、一時仮置き場を追加します。
0:42:15	当体系めくっていただきまして、25 分の 5、第 19 条の入ったということでございまして、これらは事業変更許可に基づきましてええと、現行では債気体ベースで一応入った人の不法廃棄体というような被災をしておったのですが、
0:42:33	事業変更許可申請書を踏まえまして、
0:42:37	埋設設備ベースでの
0:42:41	第 4 交代エーツ第 4 号のそれぞれの項を整理し直しまして、必要な等定置価格上がる順守事項を整理したという内容になってございます。
0:42:55	第 4 項第 2 第 1 号につきましては、6 群まで堰堤値ということで均質均一固化体は 6 までいきます。Upperのほうにつきまして、事業変更許可前まして表現の成功とりました。
0:43:13	この項につきまして
0:43:17	セメント以外で固形化した廃棄体の方より

0:43:21	に関する扱いを
0:43:25	見直しました。
0:43:26	第 2 項、7 分から 80 分までの定置ということになりまして、期日は 8 群が幾つか
0:43:34	いや、充填固化体は 7 番と 8m と破砕物も 8 分にできますというような内容で記載してございます。
0:43:43	同様に 2 号際に御埋設 TMKHA も一部見直し 3 第 4 項としまして、何本前設定の設置とか立入
0:43:55	で、追加をしてございます。
0:43:58	第 20 条に甘さもそれは要望なんです、一応の作業です
0:44:03	すいませんちょっと今、19 条の
0:44:07	各 1 号 2 号 3 号の
0:44:14	2 いろはにほう閉等の 2 なんですけどこの極端な偏りが無いことっていうのをなんです、今回の変更許可申請のその添付 6 で、もう少し
0:44:28	細かく規定しているんだと思って、例えば
0:44:36	2 号とかであれば一基ごとの放射エネルギーが 16 分の二倍を超えないこととかですね。
0:44:44	東西方向で二分ごとの保護者の量が総放射エネルギー 4 分の 1 を超えないことみたいなのが、各 5t 記載されてるんですけども、
0:44:56	これについては、今回は変更わかってないってことなんじゃないですか。
0:45:06	はい、日本原燃埋設をしてございます。従来からその偏りリードものは、対応がしておりまして、現行のところにもございますように、極端な偏りが無いことで下部要領にですね、そういった
0:45:28	それぞれの部門ごとで
0:45:31	どの程度までの偏りも
0:45:34	あと、それで変化しているかというところを受けておりまして、その考えるまま今回改正後の内容いけるだろうと考えておりまして、変更は不要なのではないかというふうに考えました。
0:45:47	以上です。規制庁の過さおそらく変更はしてないんだろうなと思って、地裁の要は市営等変更許可申請書での記載の適正化ってことで記載してもらってるってことだろうなとは思ってたんですけど。
0:46:04	ある意味
0:46:08	許可の方が実は詳しくと。
0:46:10	ということで、何かバランスを考えると、記載しててもいいんじゃないかなあと思うんですがその辺はいかがですか。

0:46:24	すみません、少しお待ちください。
0:46:39	また停止いたしました日本原燃埋設をしてございます。恩恵事業変更許可申請書の本文におきましては、
0:46:49	そこまで便りに関する記載がなくて、ちょっと様々おっしゃられたのは添付書類でも近いというふうに認識しております、
0:46:58	この、特に本規程、すみません。ちょっと補足で回答をせつくなので、添付資料 2 でお話しただけませんか。
0:47:09	原燃埋設をしてください。少々お待ちください。
0:47:29	お待たせいたしました。日本原燃埋設をしてございます。添付資料の来 15 年度ページイベントですね、この地域住宅に関連する記載をしっかりとありますので、
0:47:47	別紙本文のところではこの別紙 1 のところ報の青字のところはですね、ハンイチ異なっております。添付書類のところ、
0:48:03	例えば、一部の
0:48:06	埋設設備築炉が 6 分であれば、中段辺りの青字のところの
0:48:15	バンポツ目の内容か、運転投資 7 月 2 日以前で
0:48:22	原子力規制庁様答弁させていただいたときに、ご指摘された内容が今回記載してございましたって、今そ様がおっしゃられたのかこの 1 個上のところかなというふうに認識してございます。
0:48:38	問題保安規定の変更箇所の考え方としましては、基本的には
0:48:46	本文をベースとして、がん規定の変更箇所みへ反映する内容があるかというところを確認しまして添付書類につきましては、現行の記載。
0:49:02	明確な運用の変更があるような項目のみを今回、
0:49:08	続きするというような形とと考えてございまして、この⑧可能性させ、事業変更許可申請書添付書という直ちの二つで七、八分の価格鉄等放射エネルギーの 7 くだ 8 分の 5 倍。
0:49:24	以下云々というところにございましては、今の極端な偏りがないことということで読めるものと認識してございまして、なので、
0:49:37	やっぱり不安規程上での対応は現行のままでよいだろうというふうに考えてございました。
0:49:44	以上となります。
0:49:47	すみません規制庁の大塚でございます。捜査よろしいですか私から&炉
0:49:53	今の点なんですけれども、ちょっと列島に行こうと歩行の記載の深さ方向でちょっとこのバランスはとれていないような気がしてそこまでの考え方をしていたきたいんですけども。

0:50:06	今の御説明ですと、申請書の本文の記載ぶりをベースに書いてますということだったんですが。そうしますとその他のところで群ごとのセメント固化体とそれ以外の割合がほぼかなり細かく書いてるんですね。
0:50:20	現行の保安規定ですとセメント固化体以外が集中しないことっていうポスターとさ。
0:50:27	結構申請書本文の記載ぶりをベースにすると。
0:50:31	憲法の記載のままでへと読めるんです。
0:50:35	もうその北方のほうも詳細化して、2項のほうはそのまま土木、現行の記載のままにしていると考えて欲しい。
0:50:46	日本原燃埋設が応募してございます。
0:50:51	どこまで反映するかということかと思っております、
0:50:59	確かに今の
0:51:01	第1号の6分までの低地の速度貸すだけ確かに細かくPの
0:51:08	ですが、
0:51:11	これまでの事前にこういう大の保安規定の変更認可申請を考えていますと、規制庁様と面談をさせてもらってこのような期待をする人というところで、
0:51:27	RIS出してもらったので、そのままとしたのですが、もともと条文でも確かに読める。
0:51:38	形にはなっております、
0:51:42	ちょっと記載ぶりが合わないということであれば、必要によっては、その補正をかけてもいいかなというふうに考えてございます。
0:51:53	規制庁の大塚でございます。過去のヒアリング私も出ていたのであれなんですけれども、今回新しく1号埋設に関しては進め方以外のものを入れるバリア読み沖いっぱいだとかですが評価書一つ重要なパラメータになっている。
0:52:12	というような次に過去のヒアリングで私のほう各社なく進んですけれども、それ書いていただいたというのは理解するんですが、この保安規定全体として新たに見たときに、
0:52:24	2項の方がですね、その従来の考え方そのままになっていて、Ⅳ層の
0:52:30	事業化申請書の添付資料の方見ると書いてありに一番埋設施設に入れるえとものがその分ごとによって変わってくるので。その極端な偏りがないかという中身がですね、第1号は変わってるはずなんですね。
0:52:46	そこまでにそのバランスを取るために、2項のほうも同じような
0:52:51	記載するという考え方もできるかと思うんですけど。
0:52:59	すみません、少し
0:53:21	はい。

0:53:22	日本原燃の埋設のをしてございます。
0:53:26	ちょっと何かって確認したところは確かにバランスが悪いというところは鋼材ますので、そうしましたら、
0:53:38	人補正で対応していくような形になるかなと思います。
0:53:44	はい。
0:53:45	以上です。
0:53:49	規制庁の大塚でございます。ちょっとCAQヒアリングでは個別のその技術的な要素に関連していろいろとその堰差し上げたというところもあるんですけども、今こういうような形でえと変更認可申請書という全体まとまった形で出てきておりますので、
0:54:07	全体を改めて見ていただきますねその記載ぶりとかですね。
0:54:11	／整合性とかそういった観点でどう書くのが適切かというのをいただければ。
0:54:17	以上です。
0:54:19	はい。
0:54:20	普段原燃埋設の方をしてございます。承知いたしました
0:54:25	しっかり原因で検討いたしまして、結論出したいと思います。
0:54:30	基本的には講師等コメントいただきました内容を踏まえまして、補正をしていく方向になるのかと思います。はい。以上です。
0:54:44	規制庁の古作です。今思いと持っていっこ発言をもってNOVAKいただいている方ですけど、
0:54:53	今の話ですね、もし今日のヒアリングを踏まえて補正を考えるということであってもですね、審査会合資料だと申請時点でどう考えたかということで提示であろうかと思っておりますので、
0:55:08	今ですと、その3ページの廃棄物埋設地のところで、埋設上の制限事項の追加としか書いてなくて、その内訳みたいなかわからないので、そのあたりを少し詳細化していただいて、
0:55:24	今の偏りについてはすでに規定してるものだというふうにされておいていただけて、そこについて我々は等々考えますかということを書いて、もし補正されるのであれば、
0:55:42	構成を検討してますということを書いていただければというふうに思ってるんですけど、そういう方向でよろしいですか。
0:55:53	日本原燃埋設農地でございます。はい、承知いたしました。
0:55:58	はい、規制庁区画ですよろしく申し上げます。
0:56:03	そもそもまた次の最後でいいんですが、続きをお願いします。

0:56:13	はい。日本原燃埋設をさせていただきます。それでは新旧対照表のほうに入れます、
0:56:21	きつとラインです。ええとについては、心から開会したいと思います。20条につきましては、事業変更許可申請書との用語の整合でございまして空隙という言葉がここで来てますので、これを全部漢字表記に直すという形になります。
0:56:39	それ以降も同様でございます。
0:56:42	ミツイ地上の角度のところでございます、参考ではですね、点検管を施工することを事業変更許可した文書で盛り込みましたので、その撤去すると、また単語との9月のために、
0:57:00	1行目に書いてあるような母と2号の標識、
0:57:05	明確化を行っていくという形になります。第2項につきましてF駆動の構成がですね、
0:57:14	上部覆土を拡幅と。
0:57:17	オッケー後は難透水性覆土、こういうような構成にかわっていただきましてこういう
0:57:26	規定上の修正をかけているという形になります。
0:57:30	第29条、周辺監視官すみませんすいません、規制庁の菅生です。
0:57:36	今覆土と、その上の／充填剤充填
0:57:43	まあ20条と21条なんですけれども、
0:57:46	許可のところで、その埋設設備塗布駆動については分配係数を管理していきますっていう話もされてたと思うんですが、
0:57:58	そこら辺は20条とか21条では反映はして、しないっていうことですよ。よろしいですか。
0:58:09	その辺原燃埋設のオオイしてさせていただきます。すいません説明が抜けておりましたと例えば第20条のところは、埋設設備第8号に定める技術長の基準というのがございまして、この中で、許可内容に則しまして収着性を期待しているということがございますので、
0:58:29	時です。
0:58:31	要領で下部要領でこの第8号の終着整理関する要求を盛り込みまして、それによって、しっかり管理をしていこうという形を考えてございました。
0:58:45	伯東につきましても、基本的には同じ構造となっております、袋の場合は第2項のところの記載の埋設規則第6条第8号からありますので、ここで収着性を読み込むような形を考えてございました。
0:59:04	以上です。
0:59:11	規制庁の十河です。

0:59:12	という規則の 8 条第 1 回ちょっと規則を今開いてるで少々お待ちください。
0:59:46	あ、すみません
0:59:49	1 項、
0:59:52	規制庁のすごいする規則の 6 条の 1 項の第 8 号ですかね。
0:59:58	許可を受けたところによる構造及び設備を有することっていうことを、が技術上の基準になってるんで、そこを確認することで、分配係数は確認できる塗装、そういう説明だったっていうことでよろしいですかね。
1:00:18	日本原燃埋設申してございます。その認識で大丈夫だと。
1:00:23	加えまして、施設確認の項目でも収着性に関する項目を追加しまして、そちら施設確認が終わっても、
1:00:32	フォローをしていくと、こういうような体制でしっかり収着性の担保していきたいなというふうに考えて、
1:00:40	規制庁のすごいその時に、
1:00:44	20 条は充填材とほらポンツとオオイに限定されてるんですが、その人埋設設備の外周仕切設備であるとかそこら辺の収着性っていうのはどこで担保しようとされてるんでしょうか。
1:01:06	日本原燃埋設の方してございます。
1:01:10	そっから外周仕切設備等につきましては、この第 19 条の第 1 項のところでね、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 8 号に定める基調の基準を満足していると。
1:01:25	ここに収着性を反映されてチェックで管理していくという形になってございます。
1:01:41	規制庁の都合です。
1:01:43	オオイ、
1:01:47	すみません、古作です。今すいません難聴のとこって言われました。
1:01:53	人間の埋設でオオイしてございましてりいたしましたっけ。時金融庁廃棄体の定置の項の第 1 項でございます。
1:02:10	ちょっと補足です。
1:02:13	全般なんですけど、これは検査制度の改正のときにもいろいろと議論したところなんですけど、
1:02:22	結局、施工についてを管理するのじゃなくて、確認するだけになっていて、時系列的によくわからない規定になってるなど思ってるんですけど。
1:02:35	そもそももうもう
1:02:38	一期埋設設備を作ったりというときの施工として、

1:02:44	管理しなきゃいけないことだと思うんですけどそのあたりはどうまとめておられるんでしょうか。
1:02:55	本件埋設をしてございます。サトウ。
1:02:58	埋設設備の構築食うなどに関しましては、施設確認の項目でしっかり記述項目を定めまして、そちらで必要なを持った満足できていることを管理することによって、
1:03:13	すいません、規制庁古作ですけど施設確認と言ってること自体がちょっとよくわかんなくて、
1:03:21	保安規定のどこに該当するのか、それでどうするの設計として取り組んでいくのか、施工管理として取り組んでいくのか。
1:03:32	確認はそのあとの話なので、その前段での対応についてどこで読むのかって言うのを教えてください。
1:03:41	日本原燃埋設のをしてございます。
1:03:45	地区に関する保安転職の対応につきましては、まずはプロトタイプ 19 条の第 1 項で構築した埋設設備というところに関しましてやっていくとともに、
1:04:00	日別途関係の内容が別途定めてございまして、先生これが迫って新旧対照表では年貢出ませんか。第 22 条で施設管理計画、第 26 で、ええと。
1:04:21	その結果、
1:04:25	第 23 条設計監理対 24 重作業管理という、これらの状況によって、しっかり構築していくというか、硬直化を管理していくということを対応できるというふうに考えております。
1:04:44	はい、規制庁昨日そちらで設計施工はして
1:04:51	それが、そこから引き継いで、それちゃんとなってるねっていう確認を 20、19 条に十条 1 となり、
1:05:00	で確認した上で、実際の埋設の作業に入るって有効性だということで理解しましたけど、そうすると、
1:05:10	すみません、当設計
1:05:12	施設管理のほうの条文んでも具体的な仕様とかを書いていなくて、上流要求を踏まえてやっていくということですか、ないと思ってる、そうすると今の話は、
1:05:29	19 条の 2211 条は、
1:05:33	規則の第 8 号という所繋がりで許可に行くんですけど、施工管理も結局条例のという事でしかなくてというので、やっぱり定性的に枠として書いてある状態という 1 回になるんですけど。
1:05:51	それと先ほど 2 のように具体的に書いていくということとのバランス感っていうのはどう考えております。

1:06:03	日本原燃埋設のをしてございます。
1:06:08	地区管理につきましては、この施設管理等のところ、確かにご指摘いただいた通り、認識となつてございまして、割かしやっぱりとしか書いて、
1:06:22	一般規定に関しましては運用上の廃棄体オーケーというふうに扱っていくのかという所聳結果のTHAI治水上、
1:06:32	この消火ですね。ええと。
1:06:35	廃棄物前欠陥ということになってございます。
1:06:40	19条日常日常で受けているというふうになってしまうところはただ施設管理ではないので、そこはしっかり規定をしていくと。
1:06:51	ものと認識してございます。以上です。
1:06:54	規制庁昨日ちょっと意図が伝わらなかったと思うんで申し上げますと、施設管理設備であれば、具体的には各ません。
1:07:05	任用だったら、
1:07:07	細かいところまで書きますということがアンバランスだと思っているんですけど。
1:07:13	そちらはアンバランスだと思っていないってということですか。
1:07:19	すみません、少しお待ちください。
1:08:04	日本原燃埋設のをしてございます。設定値になつちやってますよ。
1:08:11	地区関連につきましては施設管理のところ運用管理につきましては内故障などで夢ないのでしっかり作って帰ってきている所アンバランスにつきましてはちょっと社内で検討
1:08:25	検討いたしまして先ほどの偏りのところと合わせてですね、資料を整理しておきたいと思ひます。すみません、ちょっとこの場ではまだ
1:08:36	決してだけ認識申し上げられなくて、
1:08:40	はい。規制庁の古作ですけど、本当はですねそのバランス感をしっかりと持つて対応いただきたくて、
1:08:51	その点では検査制度の改正のときに、従来ですと自主検査項目というのを細かく書いてあつたところ、それは運用で適宜改善を図るべきものなので、保安規定で厳密に、
1:09:06	がんじがらめにするようなものじゃないと。
1:09:10	ということで、決していただいたりしているんですけど、それ以外の運用関係でも同様なことが多分にあるんじゃないかと思ひていてですね、／それそういう目で見ると、埋設の保安規定は大分細かいな
1:09:27	いうふうに思ひているんです。
1:09:31	特に今施設側ですすね許可で書いてあることというのでは区部見ただけで、

1:09:39	制限ができてと思うのであれば、こういったとこだってそういうことができるじゃないかと思うんですよ。
1:09:46	といっても、あの段階規制があって、オカの事業も含めてですね、許可で書いてあることを保安規定に移して行って、運用としてすぐに見て対応ができるようにすると。
1:09:59	いうことで書類整理をしているところもあるので、
1:10:03	そこでどこまで大枠に指定のここまですを具体にしてということを考えるのが、保安規定認可っての、
1:10:14	プロセスとして意味のあるところなんだろうなと思っていたのですね、ただそこ。
1:10:24	1 から議論し始めるととてもじゃないけど時間がかかってそちらの
1:10:33	事業を進めていくにあたっての時間的律速になってしまうので、
1:10:40	そう、そうやらないといけないものではないわけですから最低限でお話できればと思ってるんですけど、そういった点で言うと、現行で規定されているものを消していくというような作業はやって行って、
1:10:56	音はできないんだろうと。
1:10:58	思っているんですが追記をするみたいなのところについて、どれぐらいの復水器が適切なのかということ考えていくのがポイントかなというふうに思っています。
1:11:10	特に今話をしているし、臭素フッ化収着性の関係でいうと、次の話になりますけど、廃棄物受け入れ基準のほうでは収束性ということを述べているわけですね。
1:11:26	許可でいってるところを呼び込むだけじゃなくて、もともと細かく明示しているから明示しますということでもあるんですけど。
1:11:33	改定を一方でこの収着性については、はいきたいというよりも外側のもののほうがどちらかって言うと重要かなと思うところ、そちらとのバランスが崩れているということがあるので、そう考えてるのかっていうのを、
1:11:49	お聞きしているというところです。
1:11:57	一度考えるというふうに先ほどお答えされたんですけど、動力ぐらいで検討して会うとアウトプットを出していくおつもりでしょうか。
1:12:13	版權埋設をさせていただきます。説明ちょっとあの、まああの、
1:12:17	確認のため少しお待ちください。
1:12:52	日本原燃埋設の防止でございます。至急整理そのバランスの考え方につきましては、社内で確認いたしまして、資料化した上で、来週月曜日、遅くとも来週月曜日遅くとも火曜日までに

1:13:11	議長さんのほうに掲示させていただきたいと思います。
1:13:16	規制庁古作ですが、思ったよりも早い対応だったので、ちょっと驚いたんですけど
1:13:23	私が申し上げたかったのは、会合ではちゃんと構成が明確になるよ。
1:13:29	発言できるようにしてくださいねっていうことだったんですけど、その前に状況をお聞かせいただけたということになって、
1:13:39	そう。それも踏まえて会合ができればと思いますんで、
1:13:46	市並みになんですけど、今の透水性、あと地震で家列島収着性という関係。
1:13:55	いう等に重量 21 条には書いてないということで、第 8 号っていうので読んでいるということなんですけど、一方で、第 21 条の変更前のところに透水性が大きくなるよというような言葉は、
1:14:12	あって、
1:14:16	その形式的にそのことを第 8 号どこかに申し込めるだけじゃなくて、何らか、そういう視点があるよっていうことを復帰するということは可能なような気がするんですけど。
1:14:26	それは先ほど透水性みたいなところで、従前の規定でも何らか明確にしているところがあるので、この後あるかなと思うんですけど。
1:14:38	そういうみんなパンチで
1:14:42	検討いただけるといいかなと思ってます。
1:14:50	日本原燃埋設のうちでございます。ご出資わかりました。
1:14:57	社内でしっかり検討して基本的には事業規則の第 8 項第 60 第一歩たい 8 号のところに対応してるんですが、特に
1:15:09	今回、事業許可で重要なパラメータだとかメーターとなっている補正申請や収着性的にはミツイ地上のようなですね、日本合わせるような形ができるのかどうかというところをちょっと検討して活用したいと思います。
1:15:26	はい、規制庁補足説明よろしくお願ひします。それが具体的に書き過ぎないかつ許可に丸枠として丸投げにするのではなく、何だか具体性を持って帰っていくってことなんだろうと思いますのでよろしくお願ひします。
1:15:44	過ぎさよろしくお願ひします。
1:15:47	規制庁のすごいそれでは 29 条ですかね。
1:15:52	よろしくお願ひします。
1:15:57	はい。日本原燃埋設をしてございます。それでは 29 条の説明をさせていただきます。こちらは第 29 条現行では地下水監視設備という表記をしておったのですが、事業変更許可申請書を踏まえまして、地下水最終校、
1:16:15	というふうに修正してございます。

1:16:19	別途、そう 25 分の 7 ページに行きまして第 32 条ですが、既設の藤原です。
1:16:27	NEWS29 条のと地下水の監視の部分でお聞きしたいんですけども、放射スーパーへと地下水中の放射性物質濃度を測定しということが、この条文の中にあつて、許可のときには線量の話もあつたかと思うんですけども、
1:16:45	この辺はどうされたのか、今回規定されないということになったんでしょうか。
1:16:54	日本原燃埋設合意してございます。少しお待ちください。
1:16:58	規制庁の古作ですけど説明はまた同じですけど、添付資料 2 で、やっぱり 1 ます。
1:17:21	日本原燃埋設をしてございます。確か、29 条につきましては、55 分の 9 ページ目となっております。
1:17:32	大手は権限と。
1:17:36	総本部では、設置しますということで、地下水最終工を設置しますということを書いておりまして、添付資料のほうで 55 ページのチェックの部分のところ、
1:17:52	まして、
1:17:56	ここで近ツリ内の放射性物質の濃度及び線量を監視測定できる設備を有する設計とするという形をとってございます。
1:18:07	現状の埋設設備ってございますが、放射性物質化等、
1:18:16	検出されるということとはとっぴな衛生法、
1:18:23	線量告示か。
1:18:25	だとすればせえと。
1:18:28	放射性物質の濃度等は検出され、
1:18:32	結果、線量まああの、
1:18:36	を測定していくというものと認識しておりまして、それで
1:18:42	通常と同時に、濃度も線量影響図っていくというような、それ形すいません説明者かわります。
1:18:53	申し訳ございません。
1:19:01	日本原燃の細田でございます。資料、今の 10 ページ目になりますけれども、
1:19:09	線量のほうはですね。あくまでも必要に応じて測定するということにしてございまして、基本は濃度を測定すると。
1:19:19	いうふうに
1:19:22	そういうしてそういう観点で、今の
1:19:25	保安規定 A に書いてあるところは、まずは濃度を測定する。
1:19:31	いうふうに記載のままアートさせていただいております。経営
1:19:37	当然

1:19:39	モードというようなことが測定されたときにはですね必要な措置ということで、監視強化ということもございますので、そう中で必要に応じて整理を図る。
1:19:50	ということで今の保安規定の記載としてのですねまずはやはり濃度で判断する。
1:20:00	という記載
1:20:03	別には以上。
1:20:07	町の藤村です。
1:20:08	時許可のときに線量もかかりますと言われているんだけど、保安規定ではその手当をしませんということになるんですか。づくりとかというのであれば、何か知ったそれがわかるように、
1:20:23	するとかっていうことは考えられてないんでしょうか。人間をさ
1:20:30	ちょっと御指摘のほうはご意見は承知いたしました。
1:20:37	設備設備として設けるということで、すと、当然その濃度をはかる設備等線量をはかる設備を設置する。これ本文に記載している申請書の本文に記載しているところはそういう意味で、
1:20:50	ノートと線量が図れる設備はきちんと設置するということを申請書の記載させて、
1:20:58	先ほど申しましたのでその行為につきましては、
1:21:03	濃度を測定するということで、
1:21:06	書かせていただいておりますけれども今おっしゃっていただいた御指摘を踏まえて少しいい表現の方
1:21:20	委員長の藤原です。わかりました。
1:21:24	はい、よろしくお願いします。
1:21:26	規制庁、古作です。記載を考えるということなのでそれを見させてもらってもあるんですけど、少なくとも添付資料2でですね、今話をしたことで見たときに、
1:21:42	測定内容等を定めており、整合しているって限ってあるのは明らかに間違いだと思います。
1:21:50	濃度は整合している。
1:21:52	線量はっていうのが説明が足りないと。
1:21:56	ということで、先ほど監視強化をしていくところで、
1:22:01	対応しますのでって言われましたけど、この条文で監視強化と書いてないって、
1:22:06	その点でも、
1:22:09	不足していると思っていますのでどの程度書かれるかは検討いただければと思いますけど、

1:22:18	ちゃんと許可で言われた話っていうのが枠で読み込めるように整理してください。よろしくお願いします。
1:22:29	日本原燃埋設のしてございます承知いたしました。
1:22:32	サトウ
1:22:34	線量の記載社内で検討して参りたいと思います。
1:22:47	規制庁の少しでは次お願いします。
1:22:54	はい。日本原燃埋設の落ちてございます。それでは 26-7 ページ第 32 条。
1:23:02	Aのところから再開いたします。
1:23:05	そのさらに 12 条につきましては、廃棄物受け入れ基準の読み込みとなっておりますので、追加しました 1 号七、八群と 3 号は一体、
1:23:16	これらについてついでに廃棄物受け入れ基準の枠を読み込む形に記載のセットを図ってきているという形になっていただきます。
1:23:26	続きまして第 36 条でございます。こちらは対象者、
1:23:35	被ばく食う炉へあらあらの税金の対象製品以下とするとの対象者を業務従事者と自治立入者となるように、事業許可との記載内容と施工図ったという修正となります。
1:23:53	第 38 条管理区域の区域区分線規制庁古作ですね、放射線による放射線業務従事者ってどういう意味ですか。
1:24:03	んと。
1:24:05	うんと日本原燃埋設をしてございます放射線によるというのは、被ばくりへかかってございまして、放射線業務従事者という一つのはどうで整理しておりますが、
1:24:24	というような整理となっております。
1:24:29	私のやっていくんですけど、鎖線業務従事者及び一時立入者の放射線の被ばくをってことですか。
1:24:39	はい、日本原燃埋設をしてございます。ご指摘ののccを済ませ開拓の
1:24:48	ということで、規制庁昨日趣旨はわかりました。補正されるのであれば、もう少し見やすいにさせていただいたほうがいいか。
1:24:58	日本原燃埋設をしてございます。検討させていただきます。
1:25:06	続きまして、
1:25:09	続けまして、すいません日本原電埋設をしてございます。大胆十八条ということですが、第 2 項としまして、事業許可ではですね、区域区分の状況の表示となっておりますので、これに対応する条項としまして区域管理区域の区域区分の状況、

1:25:28	表示するとともに、放射線マークですね、この表紙協議決定を追加をしてございます。
1:25:37	委員長の一番。
1:25:39	18条と次のところでしょうんですけど46条っていうのは基本的に表示に係る部分で追加された項目と認識してるんですけども、この38条。
1:25:53	46条で最終的には一緒なんですか。ちょっと一部周辺監視区域の話が46条に入っていたりとか、込ま標識の話が参照資料に入ってるんですけども。
1:26:05	一方、
1:26:07	この辺りの
1:26:10	対応状況を他の施設との対応も含めてちょっとお聞かせいただきたいんですけど、添付4とかを使っていたら説明いただけますでしょうか。
1:26:23	少々お待ちください。
1:26:57	日本原燃埋設の応じてございます。
1:27:01	では、それでは添付資料4の出してコンテンツの整合性について、時て言いますと、3ページ目。
1:27:10	だって、該当いたします。
1:27:15	いつって第2項で
1:27:19	来区分した状況を聞いて入口付近に消費する標識、
1:27:25	いう形になっておりまして、
1:27:28	加工施設保安規定に安心ましては、A1会員のオカe等、
1:27:37	そう第2項のとな
1:27:42	管理区域について、集中の状況の程度に応じて採掘書という形となっております。
1:27:53	今日のバランス、すいません説明もいただいている途中で申し訳ないんですけども、そもそもこの対応っていうのは、
1:28:04	うん。そう解釈とかで言うと11条の放射性関してつとかの対応に次号に対応するものっていうふうに考えていくんですかね。
1:28:18	別のもの1対応する部分なんでしょうか。
1:28:23	うん。人間でちょっと教えてください。少しお待ちください。
1:29:36	はい。
1:29:37	日本原燃埋設をしてございます。38条につきましては区域区分の表示となっております、46条は、
1:29:48	500件あったように、周辺監視区域いいの状況に関するものとかっていうことでこれは違うので条文、

1:29:57	それぞれのところに対応するところに期待するという形をとらせていただきました。
1:30:03	規制庁の藤村です。Japan十八条の表示というものは許可のほうの
1:30:11	基準規則の 11 条への対応ではないかの保守転換施設追加施設への対応ではないってことなん
1:30:22	少しお待ちください。
1:30:38	日本原燃の小沢でございます。すいません。お待たせいたしました。46 条のほうで新たに追加した項目につきましては、許可基準規則の第十二条の間測定設備
1:30:51	の要求でございます。表示する設備でございます。
1:30:56	したがいまして、こちらはあの周辺監視区域境界での監視の結果を表示するというもの。
1:31:06	そのことはですね、私が聞いているの参加の部分なんです、
1:31:14	日本原燃同業者さんわけでございます。38 ページについては、ヤスタを知ってる人間は第 11 条の影響が基準規則の要求に従ったごみへの対応としての追記なり、
1:31:27	規制庁の藤原です。そうした場合に放射線から放射線業務従事者防護するために必要な情報適切な場所に表示するっていうことへの対応っていうのであれば、先ほど、
1:31:44	これっているでしょう。
1:31:46	木炭十八条でいいのかっていったところが 1 点あるかもしれないんですけど、それとプラス、先ほどの添付 4 のところで並べられている別途濃縮や再処理の条文をここに持ってくるのって、
1:32:01	今の区域区分を何か徹底するみたいな話をしたいのではなくて表示の話をしたいのではないのかなと思ってるんですけど。
1:32:10	そうすると、
1:32:11	再処理で何か言うと、92 条っていうのは、そういったもの話ではなくて、表示の対応って別の条文にしたと思うんですけども、並べられているものが適切ではないんじゃないかと思うんですけどいかがですか。
1:32:32	日本原燃埋設をさせていただきます。おっしゃってください。
1:32:35	ちょっとあの確認して
1:32:39	それから、結構するのかですね。
1:32:44	反映する形でちょっと資料は見直しを行いたと思います。
1:32:50	規制庁の藤原です。よろしくお願ひします。最終日と廃棄物管理の審査を行ったときに、確かあのそこでも横並びをとっていただいて事業化の整合というの

	を見ていただいています。そんなときも、そういう1人に対応したところの条文で対応したかっていうのを比べていただいたと思いますので、
1:33:10	その点を踏まえて整理をしていただければと思います。よろしくお願いします。
1:33:17	文献埋設載してございます。承知いたしました。
1:33:34	規制庁梶原です。過ぎさすいません進めてきたから、よろしくお願い規制庁のすごい数では、引き続きよろしくお願いします。
1:33:46	原燃埋設申してございます。それでは、第43条パターンさせていただきます。第43条につきましては、
1:33:57	一時立入者を線量当量の測定と線量評価の対象に加えるという文言の
1:34:07	追加を行ってございます。
1:34:15	はい。続きまして25分の8ページ目、第46条につきまして、こちらですね、パン陸域と周辺監視区域境界付近の承知のところになります。
1:34:30	別途、第1、
1:34:33	50条の2ということで、ノ火災爆発の防止ということになってございます。ぱく職位は埋設におけるリファーマiPadの発表をするための的な措置を講じるという形になってございます。
1:34:49	この恐慌的しましたので、ここにつきましては、
1:34:55	パラリンピックつつの持ち込み制限やクレーム費のクレーンの作業時間点建設担当です。
1:35:03	謳っているものをマツオカ的に機械したものとなってございまして、詳細はですね、こういう株利用予定対応ということを考えております。
1:35:17	手帳の藤原です。今
1:35:23	学的今書いているというような仕組みだったかと思うんですけども、この件につきまして、他の施設の方での保安規定対応って、これもされてると思うんですけども等行った検討されたのか、簡単に説明いただけますでしょうか。
1:35:42	例えば中身としては同じようなものを同じように対処することを含めたところで、他の施設がMpたりといったところがあるかと思うんですけども、その辺どういった検討されたんでしょうか。
1:36:00	日本原燃の大石でございます。
1:36:05	この埋設においてこのような記載としていることと、加工施設と再処理施設のものにつきましては、添付資料の4-5ページ目のところに対比をして、
1:36:24	施設とさ、まず前提といたしまして、埋設しては、
1:36:35	計装提示書がございませんというところになりますが、加工施設や
1:36:44	再処理システムにおいてはですね、

1:36:48	結構提示書があるところになってございまして、こういう点で大きな違いとなってございます。そのためですね、ちょっと少々お待ちください。
1:37:02	うん。
1:37:04	現状、
1:37:07	町で基本
1:37:14	すみませんでした。このためて進んで
1:37:18	人月加工施設などっていうのはそういう設計想定事象があるということになりまして、
1:37:28	保安規定の審査基準で設計想定事象に係るきつとレセプト保全に関する措置、
1:37:35	の対応のために、
1:37:38	私徹底 防護活動のための体制の整備というものが規定されているものと認識してございます。
1:37:46	そこに対する考え方はですね、ちょっと資料を飛び飛びになってしまって申し訳ないです。添付資料 3 の保安規定審査基準等の記載整理表、
1:37:58	こちらをこちらのうち、30 分の 25 ページ目。
1:38:05	2A棟をご確認願います。
1:38:16	で、系統ただ 25 ページ目のところに、20 いった規則の第 21 イワタ立方体重合設計想定事象に係る廃棄物伝えていきたいというふうに係る措置というものは、ここでは結局、埋設は設計想定事象がない。
1:38:34	で、この 1 ポツの審査基準の各要求ですね、両括弧 1 から両括弧 4 に対応する措置は不良と考えてございます。ただし、机上地域が情報の発表防止という観点は重要なものとなって、
1:38:52	ございますので、そういう点ではですね、ページ戻っていただきまして、30 分の 23 ページ目、非常の場合に講ずべき措置というところで、ここで一応許可を踏まえて、火災爆発の発生防止、安全機能アップフロントチェック
1:39:09	こういったものをですね、対応する必要がございまして、こういう形でこの等、
1:39:17	注腸のみであるとか、55 条の 2 であるとか、そういったものを新規に追加して、
1:39:23	記載ぶりのサーバーの要請をいたしましては、そういう設計想定事象のスタッフをとはいえ、必要な対策はしっかり講じるべきという絵であるという考え方だから、こういうような追記をしていくという形となって、
1:39:40	以上です。
1:39:47	規制庁の藤原です。チェックリストPDSはないということなのですが、

1:39:54	ただ審査基準の中にも書かれていると思うんですけど、可燃物の管理ですとか、他おっしゃられたと思いますがそういったことを、また電源が多したりとか、あとはその方に繋がるような潤滑油の漏えいの早期発見みたいな時のために住所を強化するとか、
1:40:12	いったこの資料には、ある程度このへと他の施設で書かれている体制の整備の中の一部であったりするのかなというふうに思ってるんですけども、この辺は日本で記載を拡充したりということは考えられないってことなんですか。
1:40:32	日本原燃埋設のしてございます。ご指摘Pのときに、エコス適度とところに関しましては確かに本文系といった可燃物の持ち込み制限であるとか、創業の以外の電源切断など本文に、
1:40:50	事業変更許可申請設置者の本部に機械があるところでございまして、1 ちょっとあの、このような表現ぶりでもいいかどうかという。我々はいいと考えておりました、大分丸めてしまった書き方。
1:41:07	どうなっているんですが、
1:41:12	ちょっと当社経営再規制庁古作ですけど、すみません、
1:41:18	設計想定事象がないと言われましたけど、許可のときの話からですね、安全機能
1:41:27	を有する施設とは何ぞやというようなところで大分限定した話をしながら、
1:41:34	議論をしつつ、一方で、
1:41:37	クレーン、
1:41:39	の潤滑油の火災とか、というような話をすると。
1:41:43	ということで、あまり要望ですね限定的にとらえて対応とるっていうのは、
1:41:50	許可の議論を踏まえて適切じゃないんじゃないかなっていうふうに思っているんです。
1:41:57	さらに言うと、確かに。
1:42:01	事業規則の定義
1:42:04	1 けばですね、許可で整理をされたというところで安全機能を有する施設とも言ってるんですけど、そもそも許可は今回の許可の話のときにそんな限定した話、全体、
1:42:18	整理してました結果ということがあって、
1:42:22	そういったそう限定しないところで書いてある内容をどう拾っていくんだと。
1:42:29	いったときに丸めてしまうと昼拾ってるかどうかすらわからなくなるんですよ。
1:42:35	事業規則の設計想定事象の条文も、特に第1号の火災についてはですね。

1:42:46	許可でいってる
1:42:50	火災対応ということだけではなくて広く一般的な話として可燃物管理、消防への通報、そういったことがあるんで、あとは、初期消火の消防隊、
1:43:04	楽しいですかね。
1:43:06	というのがあってそれは規則にも書いてあるし、保安規定審査基準にも書いてあるシートということなので、幾ら限定した設計想定事象というのがあるとは言ってもですよ。
1:43:21	実際にやるのであれば、同等に変えてもおかしくないんじゃないのかと思いますし、一番最初にお話したように事業化の整合を図るということでお話されたことと、成功するのかと。
1:43:33	いうことでも非常に疑問に思います。
1:43:37	いずれにしても会合でお話することになると思いますので、対応方針を決めて見ていただければと思います。
1:43:53	予算現埋設の比でございます。
1:43:57	社内でしっかり検討したいと思います。
1:44:06	規制庁のすごい数に振っ次じゃあ避難通路よろしいですか。
1:44:17	人原燃埋設をしております。続きまして、第 55 条にということで、安全避難通路とするものでございます。毎月単に建屋に関する内容を
1:44:33	第 1 項で、埋設地につきまして、第 2 子で入っているということとともに、安全避難通路につきましては、標識等非常 4 照明設備というところも記載してございます。
1:44:51	また、第 3 項としまして、埋設クレーンに考え方照明を設置するというのも事業部として対応しているところでございます。
1:45:03	町の藤原です。
1:45:05	この安全避難通路等のところで、これも事業完成ほうの資料で添付表のほうでちょっと確認をしたいんですけども、
1:45:14	この
1:45:16	本件にしているのは、資料が違うので、こういった形では主管している人が違うのでっていうことで書き分けたの
1:45:26	分けているっていうふうに認識してたらいいんですかね。
1:45:31	日本原燃枚ずつ直してございます。その通りでございます。
1:45:37	委員長の藤村です。わかりました。次にですね他の施設では 2 項として、通行阻害するような要因となるような障害物を設置しないよう管理するという話があるんですけども、こちらについては、
1:45:52	対応を規定されないということなんでしょうか。

1:45:58	日本原燃埋設の申し出でございます。
1:46:01	1 本規程では特に明記をしていないんですがこれからの担当安全避難通路に障害物置かないであるとか、常に何かあったときに、'できるように、なんか工事等で安全避難通路が、
1:46:20	そういうことできない場合にはうかがえるの措置を講じるというのは、いけば一般的だ代表でございます、当然障防法で歩きますとかそういったものでも規定がされておまして、我々も本規程定そういう関連法令の
1:46:36	条例の重視も考えておりますので、
1:46:42	工程は、特に記載をしてございませんでした。で、このすみません添付資料の4度、そこは再処理施設や加工施設ですね、重大事故発生値、
1:46:57	のところになかなか対応が必要というところもございましてそういうものです。
1:47:08	以上です。
1:47:11	規制庁の藤原です。
1:47:14	対応はするんだけど、規定はしないという方向ですか。
1:47:20	農政すべてもらっていた原燃日本原燃前通してございます。
1:47:25	説明が悪くなってしまっていました。そういうシステム、当然守るべきことはございますが、一般的な事項ですので、特に規定してないというような形で、
1:47:39	規制庁の藤原で
1:47:42	事業化の成功とられた意味がちょっとわからなくなってくるんですけども、ちょっとまだほかのところは、重大事故がありますからというふうに言われましたが、基本的に一般的なことなんてやってやるのであれば記載すればいいと思うんですけども、その点どう考えなんでしょうか。
1:48:03	日本原燃埋設のうちでございます。
1:48:07	じゃあ、やってるということでございまして、すいません。そこはちょっと
1:48:11	ちょっと文言修正を検討したいと思います。
1:48:19	規制庁の藤原ですよろしくお願ひします。もう1点確認したいんですけども、この今安全避難通路等の部分だけから規定されているんですけども、店舗1の中では4ページ目に別途通信連絡設備等の中で、
1:48:36	通信連絡設備の経過ということがありますので、と再処理や廃棄物管理については、この安全避難通路等のほかに推進6設備の東亜手順の整備みたいなものがあったかと思うんですけども。
1:48:53	こちらは規定されないんでしょうか。
1:48:58	訓練埋設でもって、
1:49:01	こちら、

1:50:02	日本原燃埋設をさせていただきます。すいません。こうした都会処理施設の内容を確認しまして
1:50:11	対応してやれるよう検討したいと思います。
1:50:15	エターナの藤原です。よろしくお願いします。
1:50:22	規制庁の菅生です。よろしければ次の 65 条を説明いただいて、
1:50:29	ちょっとそろそろ 2 時間ぐらいたちますので、65 条の説明と質疑終わったら、一旦休憩挟みたいと思います。では 65 条のほうをお願いします。
1:50:45	はい、日本原燃埋設をさせていただきます。では 65 条の説明をさせていただきます。第 65 条では二つございます。一つ目が tsr を該当の機械に基づきまして、この
1:51:00	I 措置計画を定めようとするときというのを期待を追記させていただきます。
1:51:07	また、65 条の両括弧 1 からの内容でございますが、これらが事業変更許可の内容に基づく追記事項と思ってございまして、各種
1:51:23	いろはに示すようなですね、監視測定設備の結果、覆土完了後実施するものは高齢層明記してございますか、こういうような
1:51:34	監視測定を追加します、定格にて、供試体をセットいたしまして類似環境下での検知試験を行います。で、必要に応じたように交換する室内試験の結果を追加する。
1:51:47	というような修正を加えてございます。
1:51:52	65 条の説明以上となります。
1:51:56	規制庁の素子です。
1:51:59	定期的な評価の際に、今追記した結果を入れるということなんですけれども、
1:52:11	この測定する行為そのもの、その結果じゃなくて、行為そのものについては、
1:52:20	何か他の条文とかで指定はされているんでしょうか。
1:52:28	日本原燃埋設をさせていただきます。こうしようかっ一度内容のものにつきましては、第 26 条や、第 26 ぶっさ著者
1:52:40	第 9
1:52:43	埋設設備の排水の監視第 29 条で周辺監視区域の地下水の監視例えば一部が取り込まれております。
1:52:54	以上となります。
1:52:57	規制庁の正剛です。
1:53:00	今一部とおっしゃってたんですけれども、
1:53:04	それ以外の例えば今回
1:53:07	現位置試験の話とか入ってると思うんですが、
1:53:11	そういうのは、そういうことをやるんだっていうことは、

1:53:16	読めるんでしょうか。
1:53:21	日本原燃埋設の方をさせていただきます。供試体での現位置試験につきましては、ちょっと完了等の施行とあわせて撤去していくものでございまして、具体的な運用は覆土完了後になるものと思っております。
1:53:40	国会も保安規定の件、そういう運用面、施設の操業に関するところでの適用範囲と言いますと、ちょっと完了までのお願い事完了までに仕込むもの。
1:53:57	までを区切りとしておりまして、
1:54:03	また
1:54:05	どういう監視やっていくかというところはですね、今後新知見も踏まえて、
1:54:11	より施設の状態がですね、わかるようなものになったとなることも考えられまして、そういう。
1:54:19	おりよりも、新知見を踏まえながら、必要な内容を今後保安規定に検討していくものとございます。考えておりますので、またここでは、ええと。
1:54:32	新たな条項として、当供試体を埋設しての現地試験までは規定をしていないということになります。
1:54:44	規制庁のすぐそうすると、
1:54:47	1棟。
1:54:49	定期的な評価のインプット情報として、
1:54:55	今回規定はするんだけど。
1:54:58	支出それ自体はまだ先なので、
1:55:02	やらないと規定しないと、そうそういう理解ですか。
1:55:10	日本原燃埋設をさせていただきます。項目としては上げてはおるんですけど、また時着手していたものとなりますので、脚注新知見の反映としては、供試体関連などは、
1:55:29	PSRへの反映項目はないというような形になります。
1:55:37	規制庁のすぐ放射能
1:55:41	その方はして日本を行ってどこまでを
1:55:46	その規定しておくのかって言うので先ほど枚数、今は毎日、今のは埋設までだというような話があったと思うんですけども、
1:56:00	例えば埋設保全区域の話があったりとかですね、規定上その
1:56:07	何か
1:56:09	結構埋設以降の話ももう現状の保安規定に
1:56:14	規定されてたりとかっていうのもあって、
1:56:17	そこら辺ってどういう
1:56:20	整理んにしてるかちょっと教えてもらっていいですか。

1:56:28	日本原燃埋設濃縮ございます。
1:56:32	直感的には廃棄体の定置であるとか、周辺監視区域
1:56:40	境界付近でのサインなどについてましては、
1:56:46	今のフルード完了前までのものを対象としておりまして、
1:56:54	それと完了以降で監視測定するようなものは、その廃止措置だすいません排水管理要綱。
1:57:03	での本規定の対応というような形を考えたので、保安契約全区域につきましては、確かに系統。
1:57:13	ちょっと管路うまで
1:57:15	でも必要とする作業と認識しておりますので今のところでも、
1:57:22	記載を決定。
1:57:24	も覆土完了以降も継続的になるものでございますが、期待をしていると。
1:57:31	というような形になっておりまして、制度的なものを1個いいますかPSRペーパー的に図っていくようなものでございますとかそういう制度的なものに関してましては基本的に
1:57:47	覆土完了以後のものであっても、記載をしているというような整理になったと思います。
1:57:55	うん。
1:57:58	はい。
1:57:59	規制庁の大塚でちょっと関連なんですけれども言って欲しいんですか。
1:58:04	はい、埋設をしてございます。お願いいたします。
1:58:08	登録して交渉の両括弧1に関しては、これ具体的に所な監視をするかという御シートの中で技術的に確認しているので、保安規定上その結果をPSRに反映しますという記載振りだ。
1:58:21	。
1:58:23	よかつくみ取りを(3)に関しては、これこういったものをやりますというところまでしかその審査の中では研究されていなくて、具体として何をするかというのは即時触れてないと思っておりますので、そうしたときに今おじさん今
1:58:39	この旅客よかつたに関しては覆土完了後の話なんで、また別個、その時期が来たら規定しますということなんですけども。
1:58:48	結果だけだと、結局その結果が
1:58:52	ただしモータルかどうかというのはいわからないんですが、おそらくこれは資金計画になって試験結果に沿った管理があって、その結果としてこういったデータから出てくる。それがそのPSRに反してそこの一連の流れがよくわからな

	いですって、そのときに、その将来的に規定するというようなお話だったんですけども。
1:59:11	ただその計画みたいなものっていうのは本店所属に
1:59:21	日本原燃埋設をしてございます。少しお待ちだったり、
1:59:47	原燃埋設申してございます。
1:59:50	ちょっとこういうことをしたらいいの現地試験の結果などにつきましては、今の条項では特に受けるところがございません。
1:59:59	してですね、こういう現地試験の内容をしっかりと固めまして、計保安規定の条文に追記するときに、計画を立てますどんなような頻度で監視していきますという状態が
2:00:16	こそ
2:00:18	どういう状態になっているかを跨ぎするえとの方法など、
2:00:23	そういったものを1年の計画を作成して経営と結果がどうであるかという、ところを記載してPDCAが回るような形で、保安規定への条文の追加を検討していきたいと考えて、
2:00:43	規制庁の大塚でございます。そうしますと将来的には今の両括弧2両括弧3の計画の具体については大体65層の中に盛り込まれてその一連の中、中で各社の管理されていくと、そういうことを期待し、
2:01:01	将来的な話です。
2:01:03	日本原燃埋設のしてございます。当月65乗がいいのか、新たに29条などの付近になって6兆や日球場の付近などで新規に条項を起こしてやるかは今後よう検討だとは思いますが、いずれにしても、
2:01:20	具体的な内容をどこかで起こして対応していくことになるんだと考えております。
2:01:25	以上
2:01:27	規制庁、
2:01:28	将来的にどこかで具体的な中身が書かれてそれに基づいて管理される押しなべて、
2:01:39	ちょっと補足ですけどその更新は保安規定で明確になってますか。
2:01:48	日本原燃埋設をしてございます。またそこまでの考えはしておりません。
2:01:56	規制庁憶測です。
2:01:59	先ほどすごいところではあるんですけど。
2:02:03	今の保安規定ってどこまでの管理をちゃんとできるものになってて、
2:02:08	どこのタイミングのものはいつどう来てる整備するつもりか。
2:02:14	いうことははっきりしておいたほうがいいと思うんですね、

2:02:20	本件とは違いますけど。
2:02:23	今の施設を設置する段階のものについては、保安規程審査基準の一番最初に必要なタイミングで必要事項を定めればいいと。
2:02:34	いうことで書いてあって、ただ必要な時期に必要なことっていうのをどう考えるのかっていうことを明確にすることによって、規定漏れのない状態で運用されることを担保する。
2:02:50	いうことになっているので、埋設での後ろ側の話っていうのも同じかなと思ってるんですけど。
2:02:58	ご認識はどうなってますでしょうか。
2:03:05	日本原燃埋設をさせていただきます。
2:03:10	確かにどこのタイミングで何を整理するのかというところはちょっと期待ができていないところでございますが、ちょっとこの 65 条、あとですね、ちょっとそういったものを必要ないつ誰も整理するかというのが、うんとわかる。
2:03:29	要は、
2:03:30	ということについてちょっと検討をし出していただきたいと思います。
2:03:38	はい、規制庁株主でよろしく申し上げます。内容的には今ているその共用したなり近隣地域主権室内試験等、
2:03:48	というようなことは名架空に一致していただくとして、
2:03:54	それ以外で言うと、基本はあれですかという、いつす覆土終了までの行為については 1 年か定められて、
2:04:05	それ以降のものは覆土が終了するまでに定めるっていうイメージでいればいいんですか。
2:04:14	日本原燃埋設のさせていただきます。そのような認識と、我々も思っております。
2:04:20	規制庁工作物わかりました。では
2:04:24	他方、どこなのか全部なのか、最後なのかわかりませんが、検討いただければなというふうに思います。
2:04:34	そのときに、今の
2:04:39	もう
2:04:40	現地試験があつたりというところも読めるようにしていただいと。
2:04:45	いうことをですね、ちょっと内容的に、すみません、勉強不足で申し訳ないですけど、せて欲しいのは、ここの(1)の聳なり、なり、(2)簿
2:05:00	覆土完了後に実施して書いてあるんですけど。
2:05:06	この辺りはそカッコ 2 だと測定は、
2:05:11	管理方法になって、
2:05:14	区立けど。

2:05:16	オカはそういう条件が書いていなくて、
2:05:23	これはどういう意味なのかっていうことなんですけど、地下水採取工を設置するの、
2:05:31	覆土完了後っていうことなのかとかですね、その辺りのこの格好機能書き方の完売してもらえますか。
2:05:41	日本原燃埋設をしてございます。両括弧 1 位につきましては、現状 26 条で探傷行っているものでございまして、これは県時点でのPSRにあえてできるものでございます。
2:05:57	どうぞ範囲につきましては、26-9 ページの図を見ていただきたいなと思っております、
2:06:07	ちょっといろいろと判例が煩雑となっておりますが、この丸の中に注意時等参加国の高うございまして、埋設地近傍
2:06:21	前設置とその近傍のものについての地下水採取口頭地下水測定孔がありまして、これらにつきましては、副等の完了までに設置し、それというような形になりまして、
2:06:36	今現在はこれらの設備がない状態となっておりますので、ないものはかけたらいいのであるものだけを
2:06:46	ですのでこの
2:06:49	ひし形のH／ついで測定孔周辺監視区域境界付近のものと地下水採取こうこういったものをPSRに用いたいという趣旨でこのフローと張りについては、機械ちょっとわかりづらいかもしれませんから、そういう趣旨で、
2:07:07	東邦記載をしているという形になってございます。
2:07:13	はい、議長ですね、規制庁ここですみません、理解ができなくて、
2:07:19	病棟班の違いは、
2:07:25	通りにつきましては、地下水開始以降がですね、地下水中に放射性物質が含まれているかどうかというものについて、家測定を行いますと、
2:07:37	ではにつきましては地下水の測定となりまして、地下水がですね、増減すると、それに伴いまして、地下水流速が変わりまして、安定評価線量評価のほうにですね。パラメーターそういう
2:07:57	地下水流速といった項目もございましてそれに影響を与えるかどうかということころ監視測定となりますのでちょっと測定項目が異なりますということになります。
2:08:08	規制庁附属設備も先般の質問の仕方が悪かったんですけど。
2:08:13	先ほどご説明あったのは、
2:08:19	ひし形と参画っていうことで、水位測定孔の

2:08:24	記号が二つあって、その違い側、
2:08:29	なぜで、それによって規定ぶりが出ていうようなこと言われたような気がしたんですけど。
2:08:36	いずれも地下水の話では申し出あったときに、
2:08:43	あれですか。
2:08:45	埋設地及びその近傍における地下水の測定はっていう主語が合ってるのは父型と参画の
2:08:54	参画側のことを言っているんですっていうことですか。
2:09:00	原燃埋設をしてございます。正その通りでございます。
2:09:10	そう。
2:09:13	これで、そうするとひし形のものは、
2:09:20	どう管理をこうじゃなくて前からやっているものです。
2:09:24	ということですね。
2:09:26	原燃埋設のほうをしてございます。この通りでございまして、現状でも、このひし形のものはですね、今現在も測定している箇所となっております。一方で、この丸のオダカめ参画のものはまだなくて、
2:09:44	今後つくっていくので、その時に対応というようになります。
2:09:50	残りましたら参画は本当に覆土完了後でいいんですか。
2:10:04	日本原燃埋設をしてございます。事業申請でも、その通りになってございまして特に
2:10:12	ちょっと制限区域の中にあるような地下水測定孔ワークと後でないといけないものとなっております。
2:10:21	規制庁も昨日、一番よくわかんなかったのは、今の当埋設設備のところ、
2:10:30	マークがされているんですけど、これ計ってどういうことなんですか。
2:10:38	議論かにおけるわけいかず、どうす。
2:10:43	こういうとこにこれを設置するのかがわからないんですけど、日本原燃の細田でございまして。と埋設設備の上を書いてある地下水測定孔は、頂部速度、
2:10:56	のところ、営推
2:11:00	裁判の推移を消すと測定がを入れまして、その覆土の区内の整理の、
2:11:07	赤があるため、
2:11:08	高でございまして埋設設備までおるものではございません。規制庁個別わかりました案の定面のところっていう意味ですね。はい。
2:11:18	はい。
2:11:19	山なので覆土してからじゃないと当然接地できませんと。
2:11:22	ということですか、置かれました。

2:11:25	エーッて。
2:11:30	そっかだったら何を切ってませんやん気にしたかっていうと、先ほどその追加でやるものは、本件以外であれば、工藤。
2:11:42	完了するまでに定めればいいということでしたけど、本県の場合は蓄圧測定孔なりを設置するという行為をする前に定めていただく必要があるということだと思っていて、それをオオイっつっていうのが適切なのかなっていうので。
2:12:02	これの内容をちょっと理解しておきたかったっていうことなんですけど、その点で言うと、この辺りの関係を計画していくっていうのはいつ時点っていうふうに思っておられるんでしょうか。
2:12:17	日本原燃埋設をさせていただきます。白銅
2:12:23	の着手前には具体的にどうやるかというところはしっかり計画を定めておかなければならないと思っております、その面では不動の施行前までにしっかり保安規定でどういうふうにありますかというのを定めることになると、
2:12:40	を考えております。
2:12:43	規制庁即決残りました。それは(2)の供試体なり現地試験。
2:12:51	いったところも同じですか。
2:12:55	日本原燃埋設
2:12:56	同様にそれら
2:13:00	ですね、時以降 12 段、
2:13:04	につきましてはしっかり武道執行部前ですので、不動の
2:13:11	前までにしっかり計画立てて、保安規定に盛り込んでどうやるかというのを規定したいとか、
2:13:18	規制庁、古作です。わかりました。それではそれが明確になるようにというのを整理をしておいていただければと思いますします。
2:13:29	規制庁の素子です 1 点確認なんですけど、この定期的な評価のインプット情報にはこの周辺監視区域境界の近くにある地下水採取校の
2:13:43	データはあれ使用されないっていうことでよかったんですけど。
2:13:56	日本原燃の小沢でございます。
2:14:00	もともとは前設置Cの状態を監視するということのバリア機能の監視、移行を目的として、
2:14:10	地下水、或いは地下水は地下水地下水採取項については埋設近傍
2:14:17	であれば、
2:14:19	いうふうに
2:14:21	前設置近傍で得られる情報を定期的な評価

2:14:28	規制庁のすごいです。わかりましたそれからごめんなさい、直ですね、今のってどういう意味ですか、ちゃんと聞き取れなかったんですけど。
2:14:39	つづのひし形の話をしていたんですか、それともまた別ですか。
2:14:48	日本原燃の小沢でございます。定期的な評価にアイソレインプットとしましては、地下水採取こう
2:14:58	の地下水を分析の結果とか地下水最初からいる地下水のその分析室の分析の結果と
2:15:06	あとは埋設地近傍の地下水位の変動によってその水の流れがわかる
2:15:11	その情報をもとに、
2:15:13	評価バリアの状態E等を評価して、必要に応じてその定期的な評価
2:15:23	ですのでスキッパーの局長からです。すいません、それでいいと図で言うところの
2:15:32	10時の丸と。
2:15:35	参画の丸のデータだけで、
2:15:38	上の
2:15:41	工数以上のものをひし形のものについては使わないってということですか。
2:15:57	日本原燃の小沢でございます。
2:16:05	情報としてはですね当然埋設近傍のほうがいいよりいい情報が得られるということ、
2:16:13	埋設地の状態をハークスレイでは金利名前設置の近傍の地下水採取コート地下水測定孔から得られる情報系十分だとは思っておりますが、じゃあその周りのデータを使わないのかって言われますとその観測の結果今良いと思えますけれども、
2:16:31	規制庁の古作です。すいません。ちょっと私が混乱してて逆にそちらも混乱させてしまってる気がするんですけど、条文の(1)の炉では近傍におけると明言していて、
2:16:47	なので、図では二つあるけど、文章のほうで10時の方だけですと、
2:16:54	いうことを明確に言っていると。これは放射性物質の濃度の話なので、当然近傍で、
2:17:02	押さえてできないというようなことを確認するということなので、
2:17:10	出てきたらもしかしたら保安規定を突いに追加して、両方使うということになるのかもしれないですけど、現時点においては、それでいいだろうという認識でまず再試行の方はそういう理解ですか。
2:17:26	はい。日本原燃の小沢でございます。はい、そのような、こちらもその認識でございます。

2:17:33	当然その次の地下水のほうは、条文では限定は欠けていなくて、括弧書きでいつ開始するかっていうことは、部分的に書いてますけど。
2:17:46	その点で言うと、こちらのほうは、
2:17:53	時期は違えど両方とも評価対象だということだと思んですけどそれでいいですか。
2:18:01	日本原燃の黄砂でございます。地下水位測定孔につきましては覆土完了までは、
2:18:08	周辺の地下水測定孔の情報を
2:18:13	あれしますんで覆土完了の陪席近傍にも地下水測定孔を設置しますので、その情報も含めて、
2:18:22	評価をインプット情報として利用することを考えてください。
2:18:31	規制庁即日待っているので、
2:18:35	し地下水採取口頭地下水水位測定孔では範囲が違うということ。
2:18:43	それについては全体的に評価に使っていきますということにですね。
2:18:53	日本原燃の誤差でございますはい、その通りでございます。
2:18:57	規制庁告別すいませんこのさせて申し訳ありませんでした過ぎの聞いたのは最終行がそういう理解なのかっていうことを聞いたってということですか。規制庁の住まいその通りです。
2:19:10	2、
2:19:12	ちなみに規制庁の古作ですけど。
2:19:17	とりあえず濃度が出ないことの確認だからってということでの理解等、
2:19:24	いうので一応あれですかね許可でもそういうような話をしてたってことですか。
2:19:36	日本原燃の小沢でございます。
2:19:39	こちらは、少し誤解があるかもしれませんが、
2:19:44	あくまで動かす水質に係る監視測定の結果ということで、
2:19:49	当然別途その放射性物質濃度の監視も行いますけれどもバリア機能に関する影響するものとしましては、地下水採取工程、
2:20:00	ただ得られる地下水の水質に関わる
2:20:03	監視の結果を反映すると、これは何を監視するかといいますと、
2:20:09	地下水の化学成分を監視することで、そのバリアの劣化の状態っていうのを監視できるんだ。
2:20:18	埋設
2:20:19	あと、セメント系材料を使います。
2:20:24	いっぱいオオイは、
2:20:26	マキタの

2:20:30	これを監視することでそのバリアの
2:20:34	ことを
2:20:36	それが
2:20:39	そのインプットバリアの状態の評価するためのインプット情報というふうを考えて、
2:20:44	放射性物質の漏えい状況については、別の条項できちっと
2:20:49	監視をするということになる。
2:20:51	非常に落ちて当然漏えいがあった。
2:20:54	バリアの状態、何か問題が
2:20:59	情報にはならない。
2:21:00	これに記載してございます。
2:21:04	bかかる観測。
2:21:07	規制庁、古作です。別途丁寧あるとすると何例評価対象を限定する必要があるんだっていう気もするんですけど。
2:21:20	これはあれですか。全体的に覆土完了後に実施っていうことなんですけど。
2:21:25	なんて覆土完了5なんですか。
2:21:30	特に周辺のものについて、
2:21:33	日本原燃の小沢でございます。
2:21:39	マック等、
2:21:41	あん量
2:21:44	／のす埋設設備、
2:21:48	タダノ、
2:21:50	漏えい自体は、
2:21:51	イットの排水。
2:21:55	新規制尋ねられ取り合っ漏えいではなくて、地下水の水質の変化っていうことをなんで。
2:22:02	見なくていいんだっていうことなんですけど。
2:22:08	日本原燃の小沢でございます。
2:22:11	基本的なバリアの状態を監視するっていうことで、すべてのバリアが完成した状態で、
2:22:19	監視を行うということを考えておまして、／覆土が完了した時点で、
2:22:29	監視を行う当然
2:22:31	セメント、或いはその覆土の相互総合的な影響も含めて監視するということで、ちょっと完了した時点から開始する。

2:22:42	規制庁、古作ですけど、一定であれば、地下水の周囲の測定はなんでお前や ってるんですか。
2:22:53	日本原燃の小坂でございます。ええと地下水の測定はベターの事業規則のほ うで測定のを求められてるといこともございまして、また
2:23:06	敷地全体の地下水の流れを把握するATM上でも、
2:23:13	敷地近傍ではございませんけれども全体のその敷地の地下水の流れを把握 するという意味で、地下水の測定は、
2:23:21	吹くと前へから実施する。
2:23:24	してございます。
2:23:26	規制庁国策です。それが適切だと思うんですけど。
2:23:30	なんです。
2:23:31	最終行のほうはその趣旨にのっとった形の運用はしないんでしょうか。
2:23:39	要は、時つつ必要になる前に自分たちの敷地の状況っていうのをずっとモニ タリングしているっていうことだと思っんですけど。
2:23:52	それをやらなくていいと判断するのはなぜかということです。それが許可でどう 整理されているかということを説明しております。
2:24:00	日本原燃の細田でございます。事業許可の中でも、地下水
2:24:08	水素の測定に関しましては覆土完了からということで、規制庁古作です。添付 資料を使って説明します。
2:24:35	日本原燃の小沢でございます。すいませんあの資料ですと19ページの所先 ますけれども、
2:24:49	表の中ほどになりますけれども埋設地の移行抑制機能が維持されていること を確認するためということで、まだ覆土完了からあれ措置加振までの入ったっ ていうことで、
2:25:02	バリアを状態をまず監視するというのを書いてございます。同じようにその下 の
2:25:09	パラグラフ青いところもですけども、
2:25:14	移行抑制機能に影響を及ぼす埋設必要でその周囲の状況ということで、覆土 完了からことで、
2:25:23	地下水位の整理ですとか性質の変化を確認することができる設備を有する設 計とするということで、
2:25:31	一応対象一歩抑制機能の監視はですね。
2:25:36	ちょっと完了からということで考えて、
2:25:48	規制庁補足です。また横からなくなってしまったんですけど。
2:25:56	その行動完了から廃止措置開始までの間においてと。

2:26:03	kLところにつけましたけど、
2:26:08	法令等、覆土完了までもってというのはどう書き分けられてるんですか。
2:26:20	日本原燃小沢でございます。
2:26:23	と覆土完了まえは、先ほど申しましたように、地下水の測定が事業規則のほうで、
2:26:32	求められているということで今現在も監視をしておりますが、継続して干渉する でそれから得られる情報といたしましては、そのうち水路流れが
2:26:45	必要に応じてそれは、
2:26:47	評価のインプットになるということで、
2:26:50	事業許可基準規則のほうでは、
2:26:54	もともとの要求自体が覆土完了からマツゼヒを抑制機能の監視ということに なりますと、こう抑制機能は覆土完了した後の
2:27:04	来される機能ですので、その監視自体は覆土完了。
2:27:12	整理をして、
2:27:16	規制庁の古作です。その意味だと、許可整合の関係からは覆土完了横坑のもの であって、そういうそれは歳出をもう推測しても変わらない。
2:27:31	一方で、水位のほうは事業規則で求められているので、
2:27:39	沸騰前からやっています。
2:27:41	いうことの説明だと思うんですけど、
2:27:47	覆土完了前の話で言うんですね、
2:27:51	定期的な評価のポイントになるんですけど、許可なり認可がこちらにいかない から許可ですかね、許可で
2:28:01	前提条件になっていた環境条件なりということから、変更が、
2:28:08	あるかどうか、変更があった場合は必要な検討をして、場合によっては変更ス ーパー申請するというようなところのインプットトリガーになるような活動だと思 っているんですけど。
2:28:24	その点は、水位だけで十分フォローできるということなんですか、水位は影響 ないですか。
2:28:37	日本原燃の小沢でございます。被水水質ということでよろしいですか。水では なく性質が規制庁工作物の水位はやられるってということなので、議論する必要 ないんですけど、その理由は事業規則に書かれてるからってということ。
2:28:56	だけでは、本当は説明不足で、じゃあ何で求められてるんですかねということ を踏まえて、自分たちの事業許可の内容を踏まえると、こういうことが必要だと 思いますってところまで本当は検討して欲しくて、

2:29:11	その関係で推移はやられてるからいいんですけど、水質という関係での測定、最終行ですかね、そちらのほうの運用は同じじゃなくていいのかどうかという ことをきちっと
2:29:30	日本原燃の小沢でございます。
2:29:33	今即答できない状況ではございますけれども今の申請書事業許可の申請書、 或いはの保安規定もですね、きっちりと許可基準規則に
2:29:48	合うような記載をしているということになります。そういう意味で覆土かなって いうこと覆土完了からということになってますけれども、本当に覆土完了前が必 要ないかどうかと。
2:30:00	いったところは少し社内のほうで議論して検討さ。
2:30:10	はい、規制庁特別よろしく申し上げます。その意味だと、現行の／規定で何で 事業規則に書いてあるとっている地下水の測定かかってないんですか。
2:30:32	何気残さ手応えを打つの。
2:30:35	地下水の測定については今の保安ってこの本規程でも記載がございます。第 29条
2:30:41	のところに、
2:30:43	きかせ特別すいません定期的な評価になんて入ってないんだってことです よ。
2:30:51	日本原燃の小疇でございます。検証のちょっと保安規定は、観測点の結果と いうことで、それに
2:31:00	包含されるということで、指揮してございます。そういう意味ですと埋設施設に かかるということでちょっと少し漠然とした記載になって、
2:31:10	また、
2:31:12	あけ規制庁古作ですわかりましたであればなおのこと今だったら読めるの、 今回改正変更すると読めなくなっちゃうっていう、
2:31:25	すっかいはあってもあれか地下水は読めるようになっていて、
2:31:31	いるか。
2:31:33	通す。
2:31:35	地下水採取項については、今、(1)の
2:31:40	監視測定に入ってるんですか。
2:31:53	日本原燃の小沢でございます。
2:31:56	当地下水採取こういわゆるバリア機能の監視は今回の許可基準規則で新た に評価をされたのですね。
2:32:04	今の保安規定の(1)には含まれて、

2:32:09	規制庁特ですわかりました。その意味だと、具体化を図るというのは馬蹄議論 なっているポイントってということですね、それであれば先ほどのように検討して おいていただければと思います。よろしくお願いします。
2:32:25	日本原燃の講座で、
2:32:27	はい、承知いたします
2:32:31	規制庁のすぐです。
2:32:33	ちょっと一旦で休憩挟みたいと思います。5分ほどでよろしいですかね。
2:32:42	16時参っ分なので6分過ぎぐらいとかに再開したいと思いますよろしくお願いします
2:32:50	むしろ、
2:32:51	時次規制庁の素子ですそれではあのヒアリング再開したいと思います。
2:32:58	先ほどの65条定期的な評価のところ、明日すいませんちょっとお伺いした いんですけれども、
2:33:08	今の保安規定が
2:33:10	埋設終了までっていう範囲で基本的には否定してるお話だったので、
2:33:18	許可のときに
2:33:22	地下水採取区をととか点検管が
2:33:28	移行抑制機能に影響ないように、埋め戻しをしますという話があったと思うん ですけれども、
2:33:35	これらについて今回、
2:33:37	規定されてないのは同じような理由ということですか。
2:33:45	日本原燃直してございます。同じような考え方で副と勘定工程でそれをしっか り行いますので今は聞きしていないという整理になります。
2:33:58	規制庁の素子です。
2:33:59	けどあれも
2:34:01	おそらく
2:34:05	委員会ピンクの審査会合の資料の底部プールでまああの冒頭あったように、 今回の項目を
2:34:16	一応全部並べてっていう中で、
2:34:19	新生児期とかその規定とかですね帰ってもらってっていうのもあるんで、そのそ れら項目については、
2:34:29	F駆動
2:34:31	埋設の覆土完了法の法案規定で定めるっていうこともちょっと明示していただ ければと思う。

2:34:42	日本原燃の大内でございます承知いたしました一般的にいつどのタイミングで反映が必要な項目があるかというところについて整理させていただきます。
2:34:54	規制庁の蘇武です。よろしくお願いします。
2:34:59	では次の付則の所。
2:35:03	もうよろしくお願いします。
2:35:07	はい。では 25 分の 9 ページ目の不足のところでございます。食うにつきまして、原子力規制委員会の文化オカ以下東海施行するという形の追加をさせていただきます。
2:35:27	規制庁古作です。この規程自体は違和感ないんですけど。
2:35:33	不足が例は 2 年 9 月からになっていてその前ってどうなったか。
2:35:39	いうもしていただけますか。
2:35:47	すいません、日本原燃埋設をしております。前まではこの 24 時と改正からですね即応準じ列挙する形としておりまして、これまでは不足について、新旧
2:36:03	比較表で文言を変更する形でやっておりますそういう意味では今残っていないという状態が、この例は 2 年 9 月の状態。
2:36:16	のものにスポーツという形になっております。規制庁とか昨日わかりました観光に不足がなかったわけじゃないんですけど、維持管理していきたいということですね。
2:36:30	日本原燃マイクのオンしてございます。その通りでございます。今後はこういう形で列挙する形で 1 管理していきますので、よろしくお願いいたします。
2:36:41	はい。規制庁昨日わかりました。
2:36:46	規制庁の素子です。
2:36:48	高齢多分本文、終わりなんです、1 棟、ちょっと私から 1 点
2:36:56	今回の
2:36:58	許可変更許可申請の中で、
2:37:02	でも埋設設備については、
2:37:07	基本的にその水を入れないっていうのと、
2:37:11	入ったとしても放射性物質を外にちゃんと導けるということで閉じ込め機能を確保するということで、まず水を入れないっていうところなんです、
2:37:28	それなりに排水量が
2:37:31	あるっていうときには修復とかされるっていう話だったと思うんですけど。
2:37:39	それについて特段触れられてないなと思ってですね、そこはどのように考えるかちょっと説明をお願いします。
2:37:58	日本原燃埋設のをしております。保守的な種のところにつきましては、現在の本店の第 27 条埋設設備の修復の結構で

2:38:11	中空の必要があるときにはしっかり出張行っていきますというところを規定して ございます。その修復の判断を行うためには、このAの天井であります、埋設 設備当たり 26 条の埋設設備の排水の監視、
2:38:27	関した経営状況を踏まえながら、安定していくというような整備と
2:38:36	規制庁の菅生です。
2:38:38	その 26 条、2715 のところで修復の必要があるっていう判断のための、そのイン プットになるところが 26 条の 3 にあたるのかなと思うんですけど。
2:38:55	方案有意な放射性物質が排水中に検出された場合っていう
2:39:02	もしくは性物質の検出通だけ枠そのトリガーになってて、
2:39:07	販水量淡々に水が結構出ましたみたいな、
2:39:12	そういうのはちょっと
2:39:14	そのトリガーになるようには見えないんですが、そこはどういうふうに考えます か。
2:39:30	還元をしてございます。少しお待ちください。
2:40:04	日本原燃埋設申してございます。
2:40:08	ただ、保安規定の会議 16 条で優位になったときには、正副のトリガーとなりま す。それ以外のケースにつきましては実質的に
2:40:23	でも排水量が多かったということで修復のべき端面で判断して
2:40:30	自主的食が必要ということになれば、
2:40:34	その都度修復を行うというような形で、特に
2:40:39	そっか。
2:40:40	同内容は確かに企業変更許可申請でも言い回しあのする水量が多いから修 復するということまでは確か規制庁国策ですけど、ごめんなさい、確かじゃな くて、添付資料 2 を作ってるんですからそれで説明してください。
2:40:57	原電こうしてございましょうか。
2:41:01	添付資料 2 の一番最後のページ、
2:41:21	日本原燃ま 100 万をしてございますけれどもこれいたしました。環境資料 2ー Aの
2:41:28	ジェイペックございました。
2:41:33	規制庁、古作ですけどただあれですかね。凄さんが言われたところの部分は 今引き出されてない。
2:41:39	感じですかね。
2:41:42	少々お待ちください。
2:41:52	はい、そう規制庁古作ですけどそこ 3 今の話って、
2:41:58	許可だとどこの部分にかかります。

2:42:03	少々お待ちください。
2:42:26	ロッカーだっとなすね規制庁のすごいです許可だと底面プール御応募のすね、31号でいえば36ページなんですけど。
2:42:40	13の0.1mm以上ひび割れ管理しますっていう話と、
2:42:45	dす。
2:42:46	その0.1mmのひび割れに対しては、
2:42:50	排水監視設備からの排水量等ひび割れの進展状況を防水性の観点で評価した上で適切に募集しますと、
2:43:00	ということが記載されてます。
2:43:07	規制庁、古作です。
2:43:10	今の添付資料に妥当そのちょっと前言って防虫
2:43:17	51ページのところに添付5でその0.1ミリっていう話はあるんですけど。
2:43:24	総合さんの言われた後半部分が抜き出されていない状態なんですけど。
2:43:30	あれですか、この部分ですか、また別の部分ですか。
2:43:35	規制庁のすごい不安おそらくですね、この部分の後に、今私が申し上げたのが入ってるはずですよ。
2:43:45	規制庁昨日わかりました。だから原電がそこを外して抜き出してきて今起こっていくってるっていうことなんですよ、おそらくそう思います。はい、わかりました。
2:43:57	とすると、原燃は今この資料の説明できないっていうことになってきはしてますけど、
2:44:05	この資料が必要であれば手元に許可申請書をもって健全で和解をいただければと思いますけど、お願いします。
2:44:16	関連をしてございます少々お待ちください。
2:44:43	ね。
2:44:45	はい。
2:44:55	はい。
2:45:02	委員長力位置関係にバン原燃の大石でございます。テーマそのまま止まっていた。
2:45:11	事業許可の添付5のところですかね。
2:45:15	防水性の観点で、
2:45:17	食べて
2:45:21	当資料からちょっと盛り込むません。
2:45:27	高校の呼び込み形で報告したい。
2:45:34	補正ができるかどうかあわせてちょっと検討させていただきたいと思います。

2:45:43	あ、水素古作です。それでと
2:45:47	あと、上部の許可での書いてるところは、
2:45:52	埋設設備側での部分ではあるんですけど、行為とすると先ほど言われた第 26 条第 27 条ということで、
2:46:03	最初に都合がお話したように、今だと、放射性物質の検出ってということだけではトリガーになってるんだけど、水位の変動というのもトリガーにしてと。
2:46:15	いうイメージでいればいいですか。
2:46:19	案件のをしてございます。こう認識の通りかと思っております。ここ、
2:46:26	情報はハの要は水が剛性かも調べたかどうかというところでの評価となりますので、その観点もトリガーと。
2:46:34	なるものと認識して補正の条文検討したいと思います。
2:46:45	規制庁のすごいですっていうオオイよろしくお願ひします。
2:46:51	そしたら、
2:46:54	それいいですかね。続けて、図のところからお願いします。
2:47:07	はい。日本原燃埋設をしてございます。それでは 26-9 ページの図からですね、さしていただきますが、先ほど第 65 条どうところで体部、
2:47:22	議論があったかと思いますが、当分の内容をですね、
2:47:29	第 6、第 26 条第 29 体 65 条になった。
2:47:34	の関連も踏まえながら、地下売り買い趣向の A や H/V
2:47:41	さらには廃棄物埋設地とする。
2:47:44	このスキームをの関連も整理してこのどのような形にですね増修正してございます。
2:47:58	大まかな不定位置を示していただきまして、当店な場所でタイという実験は、ご了承いただきたいと思っておりますので、当漁港バンでございしますが、
2:48:14	店のものにつきましては、地下水の最終の目的と地下水位のそ次の測定を目的と、
2:48:24	ものが二つ含まれておりますが、例えば
2:48:29	三角形の下のところのものではちょっと地下水採取口頭地下水位測定効果は若干位置が離れてるというところがありまして、分けて機械をしたという形になってございます。また先ほどあったような覆土完了降雨に仕組みな
2:48:46	近づい開始以降であるとか、そういったものをしっかり識別するために判例を分けているというような形になってございます。7 また、説明文については、事業期間との表現の成功を図っているというような形になります。

2:49:07	はい。次か。別図 3、10 ページ目の埋設を適用及び周辺監視区域としまして、これにつきましては、モニタリングポストを追記してございまして、これは加工施設のバンページの
2:49:22	ちょっと系へ同じ場所を
2:49:26	いう形になってございます。
2:49:30	別表 1 安心しましては、施設の管理に関する業務担当課長というところで、
2:49:39	今回、事業変更許可申請
2:49:42	の内容を踏まえまして、当設備単位でですね、
2:49:48	許可を受けた手続きを書き下して対応する間、
2:49:54	ある意味担当課。
2:49:56	それを追加したという形になってございます。このため、附属施設のところが大きく変わってございまして、まず放射性廃棄物の受け入れ施設、
2:50:06	放射線管理施設、定款測定でき、
2:50:13	というような売りを設けた上でそれぞれどういう設備が該当するかというものを
2:50:22	結局等事業許可になってIPとか、
2:50:27	ちょっと
2:50:29	放射線管理施設につきましては、監視測定用切羽測定設備と内容が権限やん。
2:50:36	すいません、放射線管理施設等監視測定設備は概要兼用しているものがございまして、それがもみ放射線管理施設のところで書いておりまして、必要な放射線測定器においては放射線管理施設とダブる
2:50:53	ないようなものは閉局省いているというような形になってございます。
2:50:57	また、
2:51:00	下の表の一番下のほうですね、通信連絡設備、毎月の安全避難通路低レベル廃棄物された点につきまして、
2:51:09	特に経営等事業許可を踏まえて、通信連絡設備等というくりであったんですが、
2:51:16	もうちょっとブレークダウンしまして、時に連絡すると、安全避難通路をそれぞれあるという形になってございます。
2:51:29	でよろしいけれとか、すみません。
2:51:33	規制庁の古作です。今の変更の話ではないんですけど、定期を 1 の表題が何か変な感じするんですけど。
2:51:45	日本で埋設してございます。すいませんちょっと具体的にはどういう点が出せると。
2:51:54	事業、

2:52:04	わかりませんか。規制庁田尻ですけどわかりましたいっぱい事業って何かちょっとただけど、すみませんでした何か修正を行っているときに何か気づかない。
2:52:16	気中けど厳しくなっておりますので、これ、これは実物はちゃんと書いてあるけどこの資料を作るときに、
2:52:23	てことですかね。その通りでございます。
2:52:28	すみませんでした。正しくは、今のバン瓶くつつくにおきましては、
2:52:36	括弧の中だけですが、補修及び
2:52:41	アイ・テックシステムの事業変更許可この設計を
2:52:44	前チェックしていくのというところがちょっと販売機触れてしまっておりますので、すみません、これは補正させていただきます。
2:52:53	はい、説明を直接わかりましたてその上ですね。
2:52:57	この
2:52:59	航路、括弧書きの意図はどういうことなのかっていうのを教えていただきますか。
2:53:09	この施設の管理というものに
2:53:15	今後の
2:53:16	設計のことも含みますっていう意味合いですか。
2:53:23	逆に言うとあれなんですよ
2:53:26	あえて言わなくても制動改正日程施設の管理と言えれば設計も含むっていうのは自明なんで、書かなくてもいいんですけど。
2:53:37	7まず、
2:53:39	一応既設としてはそれで時実運用として、当初設計のときにはまだ保安規定なかったんでっていうぐらいの意味合いと思えばいいですか。
2:53:48	日本原燃の大石でございます。ご認識の通りと思っております特異、当初のころから特別ビシッ回復に終わっているものでございます。
2:54:01	規制庁ちょっと部ですわかりました。
2:54:04	ちなみに公衆の
2:54:06	漢字もこれは保安規定全般にこういうような感じで書かれてるんですか。
2:54:13	あんまり見かけないんですけど。
2:54:22	図3原燃の大石でございます。確認いたしましてちょっと使う要望がちょっとここだけはつり系ということであればちょっとその使い方も見直し検討させていただきたいと思います。
2:54:35	はい、規制庁区画ですよろしく申し上げます。
2:54:44	規制庁のすごい数では別表に以降申し上げます。

2:54:53	はい、日本原燃の大石でございます。では 20 億忠一郎率い設計で切るの ところからさせていただきます。別表 2 は 1 号のうち、14 条で示させていただ いたような
2:55:12	一応入ったりの種類のうち、特に均質均一固化体に関する
2:55:18	廃棄物受け入れ基準となっております。この中で特に
2:55:23	収着性に関するですね、記載が重要と考えておりまして、その内容を 1 ポツの 固化化の方向と、具体的な中身につきましては、魅力セメント系充填剤とい うところで集客性をいう。
2:55:41	1 としては終着点ということで、両括弧 6 の計 10 点ぐらいでは収着性が確認 された。
2:55:50	この旅客 6 の記載につきましては、
2:55:54	それがあるということが
2:55:57	もう
2:55:58	評価されておりまして、その評価された態度と同じものか、使われていますよ ということを確認すること。
2:56:06	思って収着性を担保するということを考えてございます。
2:56:10	その他事業変更許可に用いられている情報でありますとか、単位の申請でご ざいますか、そういったものを盛り込んでございます。現にページ目のコンピ ューターの計画期間につきましても、これも事業許可
2:56:29	当面の修正となっております。
2:56:34	別件。
2:56:35	ちょっとさせていただきまして別表 2-2 につきましては、今回 1 号七、八群対 象のものとあります充填固化体をセンターサイズと中堅若手に関する秋津受 入基準となっております、
2:56:51	これは
2:56:54	さっきの別件に化権利つきいオカ体に相当する内容となっておりますが、こ れが別表 2 の 2 以降につきましては充填固化体のものを担保にして駅北とい う形になってございます。
2:57:11	健康欠陥方向につきましては収着性を有するように、
2:57:16	いうところを、特にっていうと考えてございます。また均質均一固化体の収着 性と同じように、旅客さんで終着精査確認されたと思った書類では、
2:57:28	いうことを記載してございます。
2:57:33	その他の項目につきましては、Aと 2 号は一對一の記載をサンプルにしなが ら、ただ一部ですね、

2:57:43	1号に埋設する廃棄体化でこのばつ500kgというところで均一金をがたいと同じような事業であるということでございますので、
2:57:54	例えば1号の技術系のお答えはとらんかの容器で
2:58:00	この耐埋設価値を5ポツのところでは1ポツの経過のほうに横に力を確認するとありますが、これに倣ってですね、
2:58:12	1ポツ固形化の方向容器で対応埋設課長もたせている。
2:58:17	いいような形を
2:58:20	反映しています。このため、若干2号の排気たいと。
2:58:24	固形化の方法などは若干そのままではなあって均質均一固化体に寄せた表現が1ポツの結果の方向であるとか、両括弧2の容器、
2:58:38	のところで12号のものとかあるというような形となっております。
2:58:45	別表2-3、廃棄物受け入れ基準のところにつきましても同様に収着性のところ、1ポツのペーパー残ってるんですよ(3)のセメント系充填剤はその他単位がA評価制度を
2:59:01	事業許可変更し変更許可申請書と図ってるという中身になります。
2:59:07	けんぼ
2:59:09	ページ目。
2:59:10	田んぼ廃棄体に係る廃棄物技術で、これもベースは、炉注店舗かたいものと似たような形になっています。
2:59:23	別添1の固形化の方法に収着性を有するようという期待両括弧3のセメント系充填剤のところ収着性があったセメント書類という形で、たりしているところがございます。
2:59:40	で、この別表2から決定4のところ最大放射能濃度のところで別表2のこのオオイみたいな形となっております、内容が16ページ目。
2:59:53	別表2の最大放射能濃度という形となっております、これにつきまして、
3:00:02	主要な核種としまして塩素36を1号は一体のみって言ってきております。また田んぼ廃棄体の記載を追加してございます。その他小数点永代に起きるへ
3:00:19	やっぱりTHAIの整合とか、事業許可申請に倣った記載をしているという形になります。ここで一旦、ご質問があれば、お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
3:00:35	規制庁の素子で3別表2。
3:00:39	の
3:00:40	1ポツの経営監方法で

3:00:47	1号のこの別表2、2-1号の均質均一固化体であればこの赤でまたセメント固化体については収着性を有するようっていうのを追加しているんですけども、
3:01:00	(2)プットの関係で、わざわざこの1ポツで記載する必要って何かあるんでしょうか。
3:01:12	日本原燃のしてございます。今回収着性だ特に重要な設計根拠ではないにしても特に重要なパラメータと認識しております、それは廃棄体に対しても同様でございますので、特にですけど。
3:01:28	重要なものですよということで、今回の計画の方向のところに記載をしているというような形になってます。
3:01:36	規制庁の素子です
3:01:39	一方で今までに書いてある7メートル落下とこの話は、18日14日以内でないかではなくて、下に書かれている、そういう固化化の方法をとれば、おのずと7メートル落下の衝撃
3:01:57	による飛散とかが極めて少なくなるっていうことで記載したと認識してるんですけども、
3:02:08	そういう意味ではちょっとえっと、この各
3:02:12	何か理由も違ってですね、書いてなくても6で担保できるのであれば、必要ないんじゃないかなと思う思ったんですが、どうでしょうか、どのように考えてますでしょうか。
3:02:27	日本原燃の方をしてございます。確かにご指摘の通りでなくても、この1ポツの固化化の方法は成立はします。
3:02:38	です。
3:02:40	我々もしっかりCodeとコストなんていう重要だということなんですか、ちょっと
3:02:46	確かになくても成立します。すいませんここだとおります。
3:03:00	日本原燃のことでございます。母子液位にまず固化化の方法のところに踏まえた
3:03:10	理由といいますと、
3:03:13	当然その先頭を書類の(6)のほうはどちらかと種類をある程度規定しているというところがございまして。で固化化の方法のところはやはり
3:03:25	収着が発言されるためには、セメントがきちんと汚されてる当然水位はあのが終わってからっていうことがありますので、既設秋ちょっと補足ですけど、内容わかっていると思います。なので以下の説明今されようとしているのも、これまで詰めと趣旨は変わらないんですけど。
3:03:47	我々が気になっているのは、先ほどの仕切りだったりオオイ等覆土等と

3:03:56	ということで収着性が大事だと言われていただいているのはいいんですけど、非常にバランス感を崩してですね、ここだけ変えていって、そっちは書いていただくということでお話をしていますのでそちら側でどう書くかという、そちら側っていうのは袋とかですね、そちらのほうの
3:04:17	整理等整合がとれるようにこちらのほう書いていただくということが大事だと思いますので、その際に、結局は事業許可に書いた仕様を担保するというふうに言われる先ほど言われてたって、
3:04:32	そういう関係からすると表現がそれを表して適切かどうかということだと思っ ですね。
3:04:40	たまたま赤字の後に、事業許可において評価された。
3:04:47	以下に定める方法と書かれているので、
3:04:51	そう、それで許可を引っ張るんであれば、いか以下に定めるで(6)が一定許可で書いた収着性というふうに読むんであればですね。
3:05:01	それは種類ということだけでもないんじゃないかと思うんですけど。
3:05:06	その辺り全体整理をして、しっかりと許可で宣言をされたもの。
3:05:12	になる。
3:05:14	記載ぶりっていうことである必要があると思っています。
3:05:19	その点で言うと先ほど講話種類でやってって言われたのは本当に種類だけで大丈夫ですか。
3:05:27	日本原燃の小沢でございます。／規模を用意しバン補足説明のほうで、
3:05:35	ちょっと資料は準備しておりますが、
3:05:40	具体的に言いな種類といたしまして補足説明資料かを見ていくことで、ちょっと端的に申し上げますと、
3:05:48	2 ページ目に記載してございます材料リストということで、このセメント書類という ことで挙げてございますけれども、この
3:05:58	ここに記載しているセメント書類が事業許可の中で、
3:06:06	サインを考慮した。
3:06:08	業務
3:06:10	この表に載せてある材料種類であれば、事業許可で想定した
3:06:16	何か係数の辺り、／案。
3:06:22	得られるだろうということで、一応ここにリストに載っている種類位との位置を 持って、
3:06:30	収着性を有する材料であるということを確認したい。
3:06:36	先ほど言ったその今の廃棄体のところと、施設側とのその書き方っていう
3:06:47	いわゆるいたしますが、基本的な考え方は一緒でございます

3:06:51	以上と。
3:06:59	合併等、
3:07:01	規制庁のを使ってございます。ちょっと今の点なんですけれども、今の小沢さんの御説明で事業許可の際の議論と成功しますでしょうか。
3:07:11	何を言ってるかという、この分配係数の管理のところは事業許可の審査の中で相当に議論したところだと思っております、今セメント実数が同じされれば分配係数も同じであるという説明をされたとしたんですけども。
3:07:26	ご案内の通りセメント実数はあくまでも強度及び安定性に関する規定であって、その分配係数に関する担保何もしないはずなんですけれども、次にそのセメントって後日が変わるたびにそのいろんなまでもどんどんしてますよね。
3:07:43	で、
3:07:44	そういった
3:07:45	成分の化学成分の変更があったとしても、分配係数が同じであるというのは何をもち担保できるんですかっていうのを3そのうち鉄審査の中で議論して、
3:07:55	従って、きちんと測定をして確認しますという話になっていると思うんですけども、バック今御説明ですとセメントちょっとお話しされれば分配係数は同じだからもうそれでこの規則されてるものであれば全部
3:08:08	一律にですってという説明聞いたんですけど、ちょっとその既許可、
3:08:13	はい。
3:08:18	日本原燃の小沢でございます。
3:08:22	／の司さんのおっしゃる議論は以下の中でも御説明しましたけれども、今日お配りした先ほどの表のちょっと上の部分。
3:08:34	のなお書きのところになりますけれども、これは審査の中でも違うから、設計をしたけども、
3:08:49	分配係数の管理をより適切なものにするっていうことでやはり数年間、我々としてもデータを蓄積してその結果を踏まえて、
3:08:59	管理方法に反映させていただきたいという、
3:09:04	で、
3:09:05	新たな管理方法を適用する。これはちょっと審査の中では具体的には15-8。
3:09:14	方向については、
3:09:16	7、
3:09:20	結局、
3:09:27	その新たな管理方法を適用するまではですねこれまでの
3:09:32	管理っていうのを、

3:09:35	従来の経済の管理項目はダメージにということで今は一体の応募記載してございますが、その管理項目で管理を行うということで、
3:09:45	基本的には我々今後材料を特に
3:09:52	今、基本的には材料をな。
3:09:56	ある程度こう判断できればですね。
3:10:03	当面は今の今の管理の延長線上
3:10:11	ただ
3:10:18	思うまた反映していきたいと。
3:10:23	規制庁の佐藤でございます。クマサキやすいに関してのデータを蓄積してその管理高さを、決めていくというのは確かに直下の中で進めていく。
3:10:37	今ここで補足説明資料の2ページに行きますと、そのセメント種類としてこのセメントPC
3:10:43	セメント支出保守だけの話がされている。
3:10:49	これがですね、例えば江藤セメントの実数が今最新版の何かちょっと覚えてます。
3:10:55	例えばこの2017/2010最新だったとして、それはこれ2015年、2020年から2030年ほとんどアップデートされて
3:11:06	確認とったデータそのまま伝えるっていう保証はどこにもないですよ。何故かっていうと先ほど申し上げたようにその事実の規定というのはあくまでも強度及び安定性に達するまでやってん。
3:11:17	排気ガスに関する規定ではないので、
3:11:19	従って質問したことをもって分配係数が同じであるということはどこにもないデータで
3:11:26	きちっとしてくださいというのが許可の中で、こちらからお願いしてあったと思う。
3:11:30	で、そういった観点で小沢さんのおっしゃるように、今後もデータを蓄積して分配係数をきちんと管理していくんですっていうことであればそれに関してはあるんです。
3:11:46	はい。本件の子育てでございます。市近郊は承知いたしました。マーチスの書いても時数の編成についてもですね。
3:11:58	我々としては約セメントの生成される鉱物に大きな影響があるかどうかという観点で、まずは考えたいと思っておりますので、今後もその事実の関係等あると思いますけれども、それが本当にセメントを生成する鉱物に影響するような会計なのかどうかと。
3:12:17	いうところで、当然それが大きく影響するようなものであれば必要に応じて

3:12:25	分配係数データをとって確認するということは考えて、
3:12:29	これまでの変遷ではですね、それから大きく生成される鉱物に影響はするものではないというふうにわかった。
3:12:44	規制庁、古作ですけど、今の花
3:12:48	口で言うそうですね、
3:12:52	一つ一つを図るというよりは酒類適切な種類分別をした中で管理をするということのようなので、保安規定の条文の中で収着性が確認された種類と
3:13:09	いう意味では
3:13:12	表現としては間違っていないんだろうと思いますけど、その収着性が確認された種類というのをどう判断するのかと。
3:13:20	いったことについて、現状の補足説明資料 2 の記載ぶりだけだと許可で話をした内容が適切に運用されるかどうかというのがあやしいと。
3:13:33	ということ。
3:13:34	ことだと思しますので、補足説明資料の記載ぶりを今後の実質なり何なりの改正があったようなときに提供していないかどうかということで、引き続きある種着性が確認された書類でいえるかどうかと。
3:13:53	いう確認をどうやっていくんだっていうところをもう少し明確にさせていただくということかなと思うんですけど、大塚さんそういう理解でいいですか。
3:14:06	規制庁を作ります。その理解で大丈夫です。
3:14:12	日本原燃の小沢でございます。ご意見は承知いたしました。今材料リスト上げてる中で今後の変更管理ですね、健康管理についてどうするのかっていうのはちょっと補足説明資料には追記させ、
3:14:24	スピーカー
3:14:28	以上です。
3:14:35	規制庁ロス 5 です。
3:14:37	ほか別表 2 は表 C でしょうか。
3:14:47	大塚さんよろしいですか。
3:14:50	は規制庁のサービスネットワーク' 使わ特にありません。ありがとうございます。
3:14:59	では引き続き別表さんからお願いします。
3:15:03	はい。
3:15:05	前回ですか。
3:15:07	日本原燃の応じて答えます。それでは予算の説明をさせていただきます。別表 3 は、埋設クレーンのつり上げ高さの制限とかがございまして、田んぼは

3:15:23	決めとるとしますということを表 3 号埋設クレーンの評価とともに、準備してご ざいます。
3:15:30	別途用につきましては、
3:15:34	覆土の構成が営業部するかぶつ何透水性覆土という 3 種類に変わってそれ ぞれの厚さも変わったということも踏まえまして、事業変更許可の表記に合わ せて、表を
3:15:50	見直しているという形になってございます。
3:15:57	で、別表 7 につきましては、これは要望の整合となってございまして地下水 監視設備を地下水採取高度としますという形になってございます。
3:16:08	で、系統別居 8 の地下水の水位の観測頻度につきましても同様に地下水の 水位観測箇所を時勝井測定孔を
3:16:21	未へ変更し、
3:16:23	という形になります。
3:16:25	で、別表 10 航路、
3:16:29	内容でございますか、ここは当事業許可でモニタリングポストを追加してご ざいますので、そのモニタリングポスト等での測定項目を空間放射線量率という 形で追記し、
3:16:46	濃縮サトウ島というふうに連続して転勤等による機器の停止は除いて連続し て測るという形の追加を行ってございます規制庁の須合ですすいません今の モニタリングポスト、まああの、連続監視するっていう話だったんで。
3:17:04	もともと中許可のときに、話聞いてたのはすそもそもモニタリングポストで連続 監視するまず必要性のない
3:17:15	施設ですということこれまで測ってなかったんですけど、いつ共用との関係 でいつ使うんですかってなったら、何か事故とか起きたときに、データだけもら いに行きますっていう話をちょっと伺ってたんで。
3:17:32	そうではなくて、連続監視をするということにしたという理解でよろしいんですよ ね。
3:17:47	はい。
3:17:52	日本原燃の大石でございます。しっ確かにご指摘の通り当初はですね、
3:18:01	以上かあったときに、右濃縮で測定しているもののみという予定でございまし たが
3:18:10	ただし、普通の横だけTを
3:18:14	ちょっと今の事業許可ではそういうふうには読めない。
3:18:18	乗って
3:18:22	加工施設の

3:18:25	整合性も踏まえまして、こういうような記載とさせていただいた次第でございます。
3:18:31	規制庁のすごいちなみに連続監視をするということは、
3:18:38	一等ありさま埋設
3:18:42	うーん。
3:18:43	のその管理建屋とかって、
3:18:46	なんかこう
3:18:47	一応データを見れるようにしている。
3:18:50	そういうことになるんですかね。
3:18:58	本件農地でございますが、そういう想定まではしていいなってですね、なっていますか。
3:19:10	濃縮加工施設の方であん区民されているものを見させていただくというような形になるかと思っております。
3:19:23	規制庁のそれは、
3:19:30	連続的にデータは通る系列も測定頻度としては連続だけど。
3:19:38	見に行くのは何か 1 日に 1 回とかそうということですか。
3:19:47	少々お待ちください。
3:20:15	日本原燃の方をさせていただきます。
3:20:19	何といいますか、連系ちょっと社内的立派にちょっと理解でいいのか、再整理したいと思えます。
3:20:30	規制庁の層ですはい。
3:20:33	ちょっと整理していただければと思います。
3:20:46	別居 16 の説明でよろしいでしょうか。規制庁の菅生ですよろしく申し上げます。
3:20:54	はい。日本原燃直してございます。撤去 16 のところにございましては、今お話のありましたモニタリングポストですね、これは加工施設の保安規定とは思ってまして、指揮という形で移行してございます。
3:21:11	あわせて、ウラン濃縮工場と共用する設備について、今日牛を打ちまして、これが共用というところ明確化してございます。
3:21:24	別表 1 の保安活動に関する情報の素子です。
3:21:29	今回のうち、許可でモニターも入れてたと思うんですけど。
3:21:34	これはこの別表 16 には入らないんでしょうか。
3:21:42	日本原燃の方をさせていただきます。そちらにつきましては、当選する資料の 4 のところで整理しております。
3:21:57	添付資料の A4 のページ目、一番最後の行にございますが、

3:22:06	そもそもね。
3:22:08	施設の保安規定では本規定の本文マターとしてモニタリングカーというものは ございませんで、店舗議論重大事故に至る恐れがある事故及び大規模損壊 対応に係る実施方針のところ、
3:22:24	下から3行目のところにモニタリングカーというところで、ここで初めて影響てく るような形となってございます。
3:22:35	西縁工数ちなみに再処理につきましては現在やIAEAに向けて検討中というよ うな形となってございます。整合性のところの機械入できた今言ったようなこと を書いておりまして、
3:22:53	埋設一方からのところでございますが埋設では重大事故に至るおそれがなく て、大規模損壊もなく、異常時においてもコミュニティは下回りますというこ ろで、当加工施設本部、
3:23:10	これモニタリングカー期待していないので、埋設でもモニタリングカーに関する 記載は不要なのかなというふうに考えております。ただ全く手当をしていない。
3:23:22	というわけではございませんで、
3:23:25	英語政党の青のところ、
3:23:29	原災法に基づく原子力防災資機材の整備に向けてですね、すでにモニタリン グカーの来内容は盛り込まれておりますので、こちらで対応していくことで、
3:23:41	事業許可後持ったの内容を踏まえることができるっていうのはないかなという ふうに考えております。
3:23:54	規制庁のすぐをですね、モニタリングカーは、
3:24:00	今、
3:24:01	6機構さんからの法案規定においては、当課の施設でも重大事故対応のこ ろでしか表れないで、
3:24:13	来ませんと。ただ一方で、
3:24:17	6機構離れた原災以降に、
3:24:20	オオイって使うので、
3:24:25	ということで一応許可では共用施設として位置付けだと、そういう理解でよろし いですか。
3:24:36	日本原燃の方をしてございます。その認識と、我々も考えております。
3:24:43	規制庁の過ごさわかりました。
3:24:52	ていうのは、
3:24:54	続きをお願いします。

3:25:03	日本原燃の方をさせていただきます。それでは設定を 20 のところ、ノカットに関する記録というところで、まず最初の(1)第二種廃棄物埋設に関する記録というところでございます、これにつきましては、作成適任者謄本責任者、
3:25:22	いまして、放射線管理かちょっと訂正私鉄建物間課長が入ってきますので、これらの追加の意図としましては説確認対象で事業変更許可申請を踏まえたですね、施設確認の。
3:25:39	口頭溶けて御出そうとしておりまして、その中で、放射線管理に関連する設備でありますとか、低レベル放射線廃棄物管理建屋、こういったものを確認対象項目。
3:25:56	に追加してございまして、それらを所掌するってそういうね、この放射線管理課長、或いは施設となったものの管理課長も、ここの廃棄物埋設に関する記録のところに関わって参りますので、
3:26:11	対応としましてこういう通知を行うという形になります。
3:26:19	ほんで、25 件 20 合計 25 から 79 ページ目でございます。
3:26:26	はいちょっと手前徹底して私鉄管理に係る記録でございまして、前は作成担当課長と保存担当課長が
3:26:37	施設管理を行った課長としておりましたが、
3:26:41	第 5 章で規定している施設管理につきましては、徹底管理も入っておりまして、この点ではですね、開発設計部長も、施設管理の行う部署であるということになります
3:26:57	ちょうどだけ期待しておりますと、この開発設計と超過読めないということになります、これは
3:27:06	ちょっと不適合状態となつてございますので、適切に説明を開発設計部長が入るようにですね。空く職員のもの、
3:27:16	施設管理を行った各職位のものということで、石灰や設計部長も含めるような形で表現を修正したいというふうに考えてございます。
3:27:26	はいっても 20 倍以上まましてきて別紙のほうの
3:27:34	スケーリング
3:27:36	この一覧ということになります。
3:27:39	20 ページ目はまずですね。均質均一固化体とセメント破砕充填固化体という形になっています。セメント入る充填固化体の評価報告はもっと均質均一固化体を破砕したものでございますので、こちら川に区分して、
3:27:57	SCALEパターンバン着をするという形になります。
3:28:03	別表 1 のところに関しましては、実施Rの記載を削除してございまして、1 号では今まで時CRの廃棄物を受け入れたことがなく、また今後も今回の事業変更許可申請で、

3:28:18	受け入れない形としておりますので、
3:28:22	もうこの自信あるに関するスケーリングかった使わないということになりますので記載を削除する形としてございます。
3:28:31	また系統片括弧にですね注釈のところマルが抜けているものがございまして、基本的には、添付の注釈に丸を打つというような誤記載の適正化を図ってございます。
3:28:48	別表にも注釈に回る乙という記載の適正化になります。
3:28:55	別表 3 のトリチウムの平均放射能濃度につきましては、調達につきまして、
3:29:02	では、22 ページ目の
3:29:04	JCR東海のものでしか使っていませんが、もう時CRは受け入れないので、この業務を割く行列を蒸発固化体の記載を含めて削除するという形になっております。
3:29:20	別表 4 も同様に蒸発、
3:29:26	また、気体PCRとかの記載を削除するというような形となっております。
3:29:32	別居 5 につきましては、演奏 36 の平均放射能濃度。
3:29:37	来論評を立派した形になります。このような修正をし増えてなくて検層の濃度評価に必要なものとして平均放射能濃度で
3:29:52	事業変更許可申請のまとめ資料でですねこの数値が使われておりましてそれに即した対応をここに追記しているという形になってございます。
3:30:05	25 分 24 ページ目でございます、当店そのエアーム平均放射能濃度を追加したことにいたがございまして、別表 3 オカ取れると。
3:30:18	いことの修正と時CRの表記のたくて行います。
3:30:23	現行バンの別表 6 につきましては時CRがなくなると全部記載がなくなってしまうので、別表 6 自体は削除というよう形になります。
3:30:36	その下の行が経営充填固化体管理のスケーリングファクターの等々、
3:30:44	表記となつてございまして、一応入った対象は 1 号入ったりうち重点課題に防廃棄体官房入ったりという形になってございます。
3:30:53	別表 1 に関しましては、2 号におきましては、実施或いはすでに 100 たい。
3:31:01	表が待っておりますので、ただ、ただし、今度受け入れないということも明確にしておきたいため、別表 1 そのものでの記載はこのような期待としまして、すでに埋設した部分への対応としてまして注釈 3 でこのようなスケーリングファクタ法から見ますと、
3:31:19	というような整理をしてございます。
3:31:22	下の表も似たような記載となっております。

3:31:30	1号に10a埋設する充填固化体につきましてはスケールリングファクターと平均放射能濃度を用いて評価を行います。別表2ではスケールリングファクターを別表4では平均放射能濃度をそれぞれ設置してます。
3:31:49	並びとしましては、最初にスケールリングファクタの説明があって次に平均放射能濃度という形になりますので、ちょっと連続しての別表に別表3と粗いなりませんが必要な追加をしている。
3:32:02	いう形になります。
3:32:05	ちょっと飛んでしまいましたが別表3につきましては、現行バンの別表2と別表35、統合しましてトリチウム2億弱の平均放射能濃度という形でございます。
3:32:22	実施あるにつきましては別表1と同じような記載ぶりをしているという形になります。
3:32:30	撤去工につきましては溶融固化体につきまして、1号に充填固化体を埋める関連で、この別表のほうでも想定しています。
3:32:43	鶏舎高知まして、ただし1号排気対応うち住居主体の部分適用すると、こういうような形で1号分のみに適用すると。
3:32:55	いうことを明記しております。
3:32:57	はい、KEM3/する説明が終わりまして新旧対照表の説明はすべてさせていただきました。
3:33:06	よろしくお願いいたします。
3:33:12	規制庁のすごいですね。スケールリングファクターのフォローで
3:33:19	何かキックこっ等、
3:33:22	大塚さんありますか。
3:33:25	規制庁の大塚です。ちょっと2点確認させていただきたいんですけど。
3:33:30	当セメント固化体破砕物充填固化体の鳥取中部とか文献のスケールリング会えと平均放射能濃度設定値は、
3:33:40	これは通称の均質均一固化体と同じ値を使うということでもいいです。
3:33:48	日本原燃の小沢でございます。はい。あるとみて答えます。はい、サービス固化体につきましては、均質均一固化体と同じだったように、1ます。
3:34:00	それは本来であれば薄まってるんですけども、従来のたくておけば少なくともしていたと、そういう整理でしょうか。
3:34:10	日本原燃の小沢でございます。はい、おっしゃる通りでございます。
3:34:14	はい、わかりました。ちょっと関連で、少し戻ってしまうんですけども、
3:34:20	まずかな。
3:34:23	重要現象の廃棄体の種類の書きっぷりなんですけれども、

3:34:31	事業許可申請書の書き振りですと、
3:34:36	例えば、添付資料の 55-2 ページ。
3:34:41	モリなんかを見ますと、
3:34:46	埋設する廃棄体の種類としてスキーム失敗と充填固化体があって充填固化体の中で分けとしてへとセメント固化や破碎部中展開がありますという説明をしていくんですけども、本規程の第 14 条。
3:35:01	両括弧 3 案両括弧 123 を見ると、当セメント固化体破碎部充填答えが中点パテと横並びで、ですからその三種の種類の廃棄体があるような書きぶりになってるんですけど、これってどういう整理でしょうか。
3:35:23	日本原燃の小沢でございます。
3:35:26	本ページのほうでは三つ分けて記載してございますが、大きなくりとしましてはセメント系セメント破碎物の中点オカ単位も一応充填固化体Eの範疇というふう
3:35:44	認識してございます。そういう意味でそれは床ではそういう整理をしています
3:35:51	が、
3:35:59	ちょっと保安規定の中では少し中堅校カッター済火砕物充填固化体を少し
3:36:07	分けて整理する必要があるということで、このような記載を引用してござい
3:36:16	ます。
3:36:19	やっぱり低地のところをですね、19 条のところ提示のところちょっと識別き
3:36:27	ちんと
3:36:37	定義を保安規定の中ではちょっと
3:36:40	どちらも結構硬いということでは一緒です。
3:36:43	あと、規制庁の大塚でございます。本規程の中ではその実際の定置管理等の
3:36:46	運用との関係で明確化のために分けたという。
3:36:48	ことだと理解しました。
3:37:00	私の確認は以上です。
3:37:07	はい。
3:37:08	続いての質問です。
3:37:14	それからスケーリングファクターのよろしいでしょうか。
3:37:17	それでは全停全体というか、本文とか含めて、
3:37:23	確認。
3:37:26	が、もし必要なものがあればお願いしたいんですが、ちょっと私からの 2 点ほ
3:37:33	どですね。
3:37:40	確認をさせていただきます。
3:37:47	許可変更許可の中で、

3:37:22	監視測定設備、使う期間が長いので適宜更新しますっていう話があったと思うんですけど、それについてはどこで規定をしているかをちょっと教えてもらってよろしいですか。
3:37:41	日本原燃をしてございます。それらをアプローチ洋上で
3:37:48	をする形で、
3:37:52	規制庁のそうですね等は不要量で規定を変りましたがその保安規定としてここで、ここに基づく下部要領でっていうのを教えてもらっていいです。
3:38:04	所待ってください。
3:38:09	規制庁、古作ですけどそれも添付資料 2 でっていうことで、もし今書いてないんだしたら、書いてないということで、今後入れてこういうふうにしますみたいなことも含めて話をさせていただけるとイメージが共有できるのでございます。
3:38:38	日本原燃の方をしてございます。排水手段についてはさしてません。確かに期待をしていたと思いますから、後半の毎月のところはちょっと
3:38:53	iPadできてないと。
3:38:56	ちょっと言われました。言い方ときますわ。留まってちょっとしっかり社内で検討して
3:39:04	漏れがないようにしっかりこの添付書類 2 のものは、修正をかけていきたいなと思います。
3:39:14	規制庁の少しわかりました。
3:39:17	もう 1 点なんですけど。
3:39:20	と外部事象について、もう
3:39:24	中大きな影響を及ぼす外部事象がないっていうのは承知してるんですが、
3:39:32	今日損傷が外部事象によって発生した際に安全上支障のない期間内で速やかに修復すると。
3:39:41	いうことを言って後はですね、これ、これも影響ないのはわかるんですけど、勾配がもし確認したらされたら必要に応じて除灰をしますっていうことは一応約束されてまして。
3:39:56	これについては保安規定上どうやって考えてらっしゃるのか教えてください。
3:40:05	文献のほうをしてございます。まず外部事象
3:40:10	生じた会議の修復につきましては、添付資料の 2 の 47 ページ目。
3:40:18	御願いたします。
3:40:26	はい。
3:40:30	で、系統国産の 47 ページ目の事業変更許可申請の本当の紫の地形を参照が発生した値には安全上支障のない期間に議決にはやはり収縮するということにつきましては、前施設保守管理要領でですね、

3:40:49	でもやはりALC修復をするというアプリ容量で担当するということを規定しております、それによって
3:40:58	保安規定上は受けられているという整理になると思います。
3:41:04	後半の勾配につきます支店は申し訳ございません。ちょっとあの方の資料ではない。
3:41:12	引き続き、松野で
3:41:17	その当番に使いバンする対応につきましても、
3:41:22	この添付資料の盛り込む形でしっかり修正を行いたいと思います。
3:41:32	規制庁の素子です。よろしくお願いますって外部事象の対応については、
3:41:44	ほかの事業者の保安規定するものなんですか、記載の並びみたいなのところも実は確認されているという理解でよろしいでしょうか。
3:42:02	日販連の山下です。少々お待ちください。
3:42:26	日本原燃の越智でございます。アイ処理すみません添付資料の2。あれ。
3:42:36	赤坂の再処理施設と加工施設はそういった外部事象に対する
3:42:40	内容は本店の上はやっぱりしております、
3:42:46	毎月におきましては
3:42:49	設計想定事象がないという、
3:42:51	で、そういう衣装設けないというような整理でやっておりました。
3:42:59	規制庁の素子です
3:43:02	この
3:43:04	安全上支障のない一等期間において速やかに修復するっていうのは、本文の役職事項だと思うので、
3:43:17	基本的には大きな影響を及ぼさないっていうところで大分違うとは思いますが、
3:43:24	その他の施設との横並びっていう観点でも、
3:43:28	いけば資料を整理していただければと思いますなので、こっち再処理とか濃縮ではちゃんとその指定してるんだけど、
3:43:39	埋設では、ここで読むんですっていうのが多分備考とかで説明されるのかなと思うので、
3:43:46	整理をお願いします。
3:43:51	規制庁の古作ですけど、結局火災防護の話で、
3:43:58	お話したことを一体として整理いただいたらいいと思うんですね、それでその際に、安全機能を有する施設ということであれば、
3:44:10	障害になるかもしれないんですけど、許可の断面で、それに限定せずにやれる話をやるということで書き込んでいっている話だと思いますので、そうだとす

	ると無理くり中の非常の場合のというようなことの中で対応するという整理よりは、
3:44:30	設計想定事象の枠を前広にとらまえて、他事業の当該部分と対応も見て整理しましたということで、保安規程審査基準の対応っていうのもその発生とっています。
3:44:46	整理いただいたほうが整合も図りやすく一体としての管理もしやすいんじゃないかと思えますけどいかがですかね。
3:44:56	日本原燃のしてございます承知いたしました漆器田地今日の関係、しっかり確認させて、
3:45:05	でもらって、その辺りを設置させていただきたいと思います。
3:45:14	規制庁のすごい好き鉄塔が全体通じて
3:45:20	指摘等ありましたらお願いします。
3:45:28	規制庁の古作ですけど私から指摘というのではないんですけど、今話したようなところで添付資料3の対応関係で規制庁の所何とか担当との認識と、
3:45:44	ずれがあるようなところがあれば言っていたらと思うんですけど。
3:45:48	いかがでしょうか。
3:45:56	町の藤原です。金融農協で全部及び込めたわけではないんですが少し気になる点がございました。搭載書類等は廃棄物管理のところでは整理していたところと違った整理があるなというふうに
3:46:12	認識しているところがございます。
3:46:16	そこがもともと事業化の整合のところでも、対応する部分の比較がちょっとずれていたりとかした部分でございまして、うまくいってないのかなと思いつつも、
3:46:29	時の話であったりといったところは、再処理ではどう考えて整理したのかっていったところの状況をいただきたいというふうに
3:46:39	ています。また最初いやあとバキューム使う様の審査をしたときに確認した際には、もともとの条文がこの対応でしたからっていうところで整理されてるところがあって、その関係する部分ではあるものの、今回の
3:46:57	別途変更低下及び内容ですかっていったところの絵としても超えて整理をしていただいたと思っています。その観点が少しもしかしたら抜けているのかなっていったところがありましたので、その考え方も含めて再処理の方と相談して確認をいただきたいと思っています。
3:47:17	すいません、具体的などはここまで確認をとれてないんですが、一部確認できたところについてはそういった実績です。よろしく申し上げます。

3:47:27	はい、日本原燃Aをしてございます。承知いたしました。ちょっとこちらもなかなか至ってということで申し訳ないんですが、再処理の細部課長、この手持ち課長だとも等々、すいません。
3:47:46	しっかり内容確認しながら資料の整理ですね。商事設備や、その他などしっかり整理させていただきたいと思います。
3:47:59	藤村です。よろしくお願いします。その際に、メインとして関係者の関係がないところについては記載をされ、その他にも関係するけれどもっていったところで、このですかね、どこが一番
3:48:16	対応するところで関係が深いかといったところも確認できるような工夫を再処理や管理のときでは米印の中で示されていたりといったところがあったかと思います。またその点を踏まえて整理をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。
3:48:35	案件をしてございます。承知いたしました。
3:48:44	規制庁の菅生です。
3:48:46	よろしいでしょうか。
3:48:54	それではですね
3:48:57	そう。
3:48:59	今日のコメントをですね。
3:49:01	最後確認したいと思うので、原燃の方から今日のコメントをちょっと
3:49:12	一通り、
3:49:13	言っていただければと思います。
3:49:19	はい。日本原燃の方をしてございます。
3:49:24	まず最初に、他の添付資料 1 のところにございます。今日一度記載方ですね、何かというふうに変ったのかというような変更内容がしっかりと記載があった。
3:49:39	わかるように記載を見直すということで、またちょっとますそしてに規定している内容についても、この表の中でどこかに記載をするということ、また 7 月 2 日の面談で示した
3:49:59	建設課の独立要件などのもといいて遠い判断を行って取り下げたのかということがわかるように、
3:50:09	この添付資料 1 は修正を行いたいと思っております。
3:50:14	設置規制庁古作ですけど、最後の件は、この資料じゃなくて、ヒアリング資料準備中分です。
3:50:24	面談の話は会合で話したわけではないので、会合で手当する必要があります。

3:50:31	わかりました。別途反論を審査会合用資料じゃなくて別性
3:50:38	今の資料で、
3:50:39	べり出していただきます。
3:50:41	規制庁のすぐれた添付 1-1 が添付資料 1 の表を 1 はすでに規定しているのと、あと埋設移行埋設の覆土以降の話も、
3:50:56	入れるようにお願いします。
3:51:03	日本原燃をしてございます。すいません。
3:51:06	漏れておりました申し訳ございません。前でしたけど、簡単にここの
3:51:12	月とタイミングでというのがわかるような形で、資料修正させていただきたいと思います。
3:51:25	江藤列島の新旧来具体的な変更内容のところでございます、映像、
3:51:33	新旧対照表の特に議論
3:51:36	が大きくなったのが設備川に関するところと、会計等廃棄体に関するところが違いますので、間違えました。
3:51:48	設備側に関連する形の構築関連に合わせるところと工業に関するところのバランス感覚、ここがちょっと大きなところのコメントだったと認識しております、
3:52:03	何をどう程度まで書くとかというところをですねしっかり社内で議論したいと思っております。特に中級町のあたり偏り等ですね。そういったところはしっかり期待したいなと思っております。
3:52:18	29 条のところの
3:52:21	これは経営放射性廃棄物の濃度の測定だけではなくて、戦略というものをして、
3:52:29	線量をはかるというようなところ、またこれに受注だけではなくてですね、安全すべて旅行への波及もあると思うのでちょっとそこら辺もしっかり衛星
3:52:39	利用して修正したいなというふうに思っております。
3:52:42	で表示設備につきましては朝最後藤原さんからのコメントいただきまして、TH AI処理の対応がですね。また資料上でという表示をすべきだとか、今回の変更がという変更なのかも整理をした上で、
3:52:59	ネットをしっかり等の情報で反映するのかというところをしっかりと整理したいです。
3:53:06	思っております。
3:53:12	50 条の 2 を抱えた二つの発生防止のところでございます、今事業許可内容に丸めた形で記載しておりますが、
3:53:24	事業許可で約束していることのみならず、一般事項もですね。踏まえた形で必要な項目がしっかり読めるような形で

3:53:34	また施設のものだとか、ちょっと参考にシェアしながら、何か必要かというところを整理したいというふうに思っております。
3:53:44	新年が各設備のところにつきましても、通信連絡を行ってそういったところを学校にしながら整理を進めたいというふうに考えております。
3:54:00	で、第 60 缶保障関連のところでも議論になりましたが、冒頭添付資料のほうでも、
3:54:09	20 コメントをいただいておりますが、ATOK 当行のタイミングのタイミングで何を整理するのかというところをですね、特に明確にしたいなと思っております。この議論の中で整定するの方、この
3:54:26	監視測定の結果の計画であるとか、そういったところがどういうふうになっていくのかというようなところですね、こういった記載をですね。で整備するとともに、うち 65 条。
3:54:38	におきまして、地下水最終低いて目下内容整理というような形だと思っております。
3:54:50	事業変更許可のところ
3:54:54	例えば点検炉の埋め戻してやるとかそういった
3:55:00	いう関連、覆土完了後に行うようなものですね、音のいつ何をやるのかというところの設計の中でそういうところについても、
3:55:13	4 番目。
3:55:15	行ってしっかりわかるような形にしたいというふうに思っております。
3:55:23	埋設設備の修復の件でございます、これにつきましては、今の放射性廃棄、都市の有意な検出のみではなくて、事業許可に書いてありますような防水性について、疑わしい点があるようなこともありましたら就航するように、
3:55:43	具体的に言うと、
3:55:45	排水量が多くなったときとか、こういう多分のみあっても、そういうのがトリガーとなるように、要件について今回整理をしたいなというふうに思っております。
3:55:58	で、当別表 1 に、
3:56:02	関しまして、時がございまして、誠に申し訳ございませんでした状態のところは埋設施設どう事業変更許可こうというようなことに直すとともにを週という文字がオカてあれっていい。
3:56:18	許可をしっかりと整理して
3:56:21	適切な形に修正をしたいなというふうに思っております。
3:56:28	週、
3:56:31	別表 2 から別表 2 の 4 番のところのえよ等、

3:56:36	経過の方向にセメント固化体も収着性を言って
3:56:42	それ用というところを書いておりますが、やっぱり個々にどっか本当に適切なのかというところを経営したいなと思っております。また補足す。
3:56:52	説明資料のところ、大塚様からコメントいただいた通り、変更管理等やっていくのか、特にリスク変わったときにどういう再評価をするのかというところをです、整理したいなというふうに思っております。
3:57:08	いで外部事象に関連するところで鋼材ですが、
3:57:16	今の埋設設備の修復の検定で外部事象が起こっているが損傷したら修復をするというようなことについて、適切な条項で嵌合したいと思っております。その際には、安定器の関係な位置に前広に
3:57:34	いろんな機会をよりな形で対応したいなというふうに思っております。
3:57:38	また、添付資料の4のところ放管に関する検体応答するシュツと絡んでいると考えていくというところについても整理をしたいというふうに思っております。
3:57:54	当期末だけモニタリング別表15のところ、
3:58:01	空間線放射線量率の会議についてももう一度社内で整理をさせていただきたいと思えます。
3:58:13	ひとまず、
3:58:16	オオイ
3:58:18	同じ認識でよろしゅうございましょうか。
3:58:21	規制庁ものすごい数の後最高ですかね、添付の3については、再処理とか管理点整理を参考にして今一度整理することと、どの、
3:58:36	基準が一番、
3:58:40	関係が深いのかって言うところもわかるように工夫をお願いしますということかと思えます。
3:58:52	日本原燃の橋でございますけれどもちょっとデータを見まして申し訳ございませんでした。添付3につきまして、
3:59:00	追記して、どの基準が一番関係があったというところを再処理を見ながら耐震化施設のものを見ながら、資料再整理したいなと思えます。
3:59:11	規制庁のすごい今原燃工からコメント等、今日のコメントをひとまず
3:59:20	一等言ってもらいますけど、何か抜けてるとか、これもとかっていうのがありますでしょうか。
3:59:27	規制庁、古作ですけどちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、一連の話をした結果として書き漏らしているとかってものを添付資料2でしっかり入れ込むという工事等、

3:59:44	だったり、添付資料の4で廃棄物管理も含めてですか。小池。整合図っていくということ、また或いは今日の議事話を踏まえて、その考え方ということで整合性等のところ、
4:00:02	修正していくっていう作業は嫌がられるってことですよね。
4:00:07	日本原燃のしてございます。申し訳ございませんでした添付の4についてはこうした管理施設につきましてもしっかり整理したいと思います。ペーパー、今も添付書類の2においても、しっかり1秒と考えていて抜けてる項目なんかも
4:00:26	はいチェックして整理したいと思います。その上で、交流であるとかですね、狭さ新旧対照表の変更理由など、もしくは変更内容そのものが適切であるかというところ再度検討したいと思います。
4:00:45	はい、規制庁直接よろしく願いしますって、その結果として添付資料1のほうの小一井の項目っていうのは適切に対応いただくようお願いします。
4:00:59	日本原燃をしてございます承知いたしました。
4:01:08	規制庁のすぐです他よろしいでしょうか。
4:01:13	よろしければ、法令で
4:01:18	ヒアリングを終わりにしたいと思います、
4:01:24	よろしいでしょうか。
4:01:27	原案についてちょっと古作ですけど途中話ありましたけど、週明けに資料を提示Gされるということでしたけど、今の課題のところまでを
4:01:42	月曜日っていうような話でおられるかななどを聞かせいただければ。
4:01:49	原電の大石でございます。
4:01:52	結構多いので、どこが結局に間に合うかというところはですねちょっと
4:02:01	これは現状ではちょっと果たせ社内ですっきり低角にして対応かと思いますが、おそらく通う聞いにまで延びるのではないかなというふうに個人的には考えております。
4:02:16	規制庁の古作です。業務が多いのでっていうのはおっしゃる通り何て私からもぜひ月曜日にこだわる必要ないと思ってるんですけど、
4:02:30	いずれにしてもし添付資料1の二倍図はその程度は水曜日の午前中には提示いただかなきゃいけないと。
4:02:40	ということですし、
4:02:45	それに付随した内容のものっていうのは、あわせて提示いただけると嬉しいなと。
4:02:53	いうところですので、
4:02:58	火曜日に
4:03:00	全般出すしていただけるのであればそれで構わないと思います。

4:03:08	たかだか1センチの違いなので、どこまでできるのかとは思んですけど、あれですかね、火曜日にでき、
4:03:15	班員やってとりあえず一通り再提示を浅いつつ、
4:03:22	対応が不十分なところは会合後も引き続きということで作業されると思えばいいですか。
4:03:29	3件目をしてございます。そのようにさせていただきますとありがたいですが、どちらにしましても添付書として添付資料の1のこのパワーポイントのものは間違いなく水曜日の午前中までにはしっかりいたすように対応を図っていきたいと思います。
4:03:50	はい、規制庁隠すようなお願いをしますって致死処分を詰め切った資料提出は先になっても構わないんですけど、解剖で回答が不十分だとかってなると手間が一つ増えてその分工程が延びるって、
4:04:07	そちらとしては不本意な状態になっちゃうと思いますから、今日のこちらからの質問の趣旨なんかをよく理解をですね、回答し切れるようにしっかりとまとめておいてください。よろしくお願いいたします。
4:04:25	関連をしてございます。承知いたしましたしっかり再処理加工施設とも連携をとりながら、今日の
4:04:35	いただいたコメントをしっかりとできる準備を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
4:04:41	規制庁のすごいですすいません。私からちょっとあれなんですけど、
4:04:47	添付プール審査会合用の資料として添付資料の表1なりを変えるわけなんですけれども、
4:04:57	今その法案規定反映箇所っていうことに
4:05:02	ところで書いてある内容は、1棟も申請されてる内容ということで、
4:05:14	審査会合ではあくまで個々の項目で掛けるっていう理解ですいません。とこ古作さんについてはですね、そういう理解でいいですかね。それからオダカしゃべるけど、一番の言ってる意味がわからない。
4:05:31	さっきのでな話で、この項目のって記載が足りないんで、少なくとも申請時点において、今は反映箇所だけが書いてあるということだけど、前箇所だけじゃなく、許可での変更事項ということを列記汚水、
4:05:48	その上でA規定だと思っているもの、今回のもの、今後のものと、
4:05:56	いうことは分けて書く、その内容もわかりやすく書いていくと。
4:06:01	いうことはやりつつ、補正で対応しますっていうものがあるんであれば、
4:06:09	会合のときの議論で、その旨説明いただくとわかりますということだと思えます。またその際に、もし

4:06:17	許可での変更事項というのを挙げ方が引き続き我々とそこがあるのであれば、会合で、その点お話です。
4:06:27	ということかと思えます。今日の議論の中で、
4:06:32	今日の議論の中ですなすでに
4:06:39	足りない事項、今回の申請で記載すべき。
4:06:46	実行で足りなさうなところがあるかなと思ってるんですけど。
4:06:50	だからそれはあれですよ。規制庁の古作ですけど、現状だと、現状だとか申請時点では原燃は
4:06:59	大きく分ける二つあって、結構事項とっていないところと、
4:07:04	変更事項とは思ってるけど、規定で包含されていると思ってることっていうふうに書類があると思うんですね。
4:07:12	後者のほうは書いていけばいいということなんですけど、全社の部分は書かないでなんで書いてないんですかって聞かれる聴くっていうのが申請時点での状況っていうのでは、適切なんですけど。
4:07:27	その点は改めて見て変更事項である程度規定だと思ってたというような書き方をしてもおかしくはないんだと思いますけど。はい。
4:07:37	そこガーン原燃の考え方次第で出てきたもので我々聞けばいいことだと思っておりました。
4:07:44	はい。
4:07:49	どう曲げ下のほうから何かベースで、その点で言うと、できれば水曜日午前だと本当のリミットになっちゃうんで、火曜日に出されて火曜日もそれなりの実機少なくとも添付資料1はですね。
4:08:05	早めに出していただいて、
4:08:09	今日のお話の反映として、明らかな不備だみたいなことがあれば見直しをして水曜日の最終ページということにさせていただいたほうが会合の議論が円滑に行くかなと思う。
4:08:25	で、その点をちょっと考えてスケジュールを組んでいただければと思います。
4:08:33	関連をしてございます。承知いたしましたアホ添付一位は火曜日中が遅くならない地盤体系をしっかりと整理して
4:08:45	人目指したいと思います。
4:08:48	規制庁のすごいそっか原燃から今聞いておきたいこととかありますか。
4:09:01	日本原燃の方をしてございます。審査会合の資料で、
4:09:06	ざいですが、今日の資料一式ということになりますでしょうか。
4:09:13	規制庁の素子です
4:09:15	すみません。どう

4:09:17	サクサにも相談してないんですけど。
4:09:20	今日の資料で
4:09:27	資料1の古作ですけど、再処理事業所の運用をサポートして考えてくださいというお話してあったんですけど、その点で原電をどう思われていますか。
4:09:41	すみませんすいませんでした再処理と相談して装荷確立させていただきます。はい。規制庁、古作ですけど、添付資料1だけなのですよね。なので、それだけで話ができるようにということで、
4:09:57	現状の記載だと、保安規定の記載内容のイメージがわからないってMarkて欲しいということを申し上げました。
4:10:07	現場もしてございます。失礼いたしました添付資料1でしっかりわかるような形で対応したいと思います。
4:10:15	規制庁のそうですか。はい。いや、ちょっと今日の審査会合資料として添付等補足があって、補足はすごい細かい話だなと思って、これちょっと審査会合資料に出すのかなとちょっと思ったんですけども、基本的には今話し合ったりちゃってる資料1だけで完結するように、
4:10:35	資料作っていただければと思います。
4:10:39	他よろしいでしょうか。
4:10:43	それでは以上で本日の宮銀さんとか思いますのでは言われた補足説明資料のこの四つなんですけど、位置付けが全部いてるんですよね。
4:10:57	入って添付資料1にぶら下がっていると思っちゃうと、外部資料という案件になっちゃうんですよ。
4:11:07	内容を見ると、
4:11:09	概要説明資料の補足というよりも、
4:11:13	保安規定の記載事項の補足なんですよ。はい、これを具体的にどう運用するんだっていう姑息なので、添付資料1にぶら下げるのではなく、そういった趣旨の説明という固まりだっというのを明確にさせていただいて、
4:11:30	つけていただいたほうがいいかなというふうに思います。
4:11:36	ちょっと再処理事業所の適当だったかを覚えてないんですけど。
4:11:41	こちらさん何かその辺りイメージありますか。
4:11:46	規制庁の藤原です。と再処理のときには、基本的には絶対量という名称が来なかったような気がして補足説明資料でいきいろんな決定が必要と思われるもの5並べられていましたので、
4:12:03	ですので、このこの形でしていただいたらいいのかなと思っています。
4:12:09	なので、今の補足説明資料というのはまたその補足説明資料の一部で項目の中で作っていったらいいのかなというふうに思います。

4:12:19	運用の内容であつたりとかつていう形で認識してます規制庁希釈率わかりましたその意味では今の四つを一つ大きな枠組みにしながらぶら下げる催しこれ四つをそれぞれ、そういう資料ですと言って現状の添付資料 23C、
4:12:37	同率で並べる催しって感じですかね。
4:12:41	規制庁奥寺です。はい、その認識です。
4:12:44	日本原燃よろしいですか。
4:12:48	日本原燃大石でございます。承知いたしました技術系、どのようにすべきか整理しながら対応したいと思います。
4:12:58	規制庁の過ごしそう例ではヒアリング以上で終わりにしたいと思います。
4:13:05	ありがとうございました。